新　旧　対　照　表

（姫路市危険物審査基準）

現　　行	改　正　案
姫路市審査基準	姫路市審査基準
（略）	（略）
1　（略）	1　（略）
2　第２章において、無印は法令義務事項、◆は行政指導事項とする。	2　第２章において、無印は法令義務事項、◆は行政指導事項とする。 第２章において、★は貯蔵取扱基準を示す。
目次	目次
第１章　（略）	第１章　（略）
第１節及び第２節　（略）	第１節及び第２節　（略）
第３節　（略）	第３節　（略）
１～６　（略）	１～６　（略）
7　（略）……1-3-11	7　（略）……1-3-12
８及び９　（略）	８及び９　（略）
10　（略）……1-3-17	10　（略）……1-3-18
11　（略）……1-3-18	11　（略）……1-3-19
12　（略）……1-3-18	12　（略）……1-3-19
13　（略）……1-3-19	13　（略）……1-3-20
14　（略）……1-3-19	14　（略）……1-3-20
第４節～第７節　（略）	第４節～第７節　（略）
第８節　（略）	第８節　（略）
1　（略）	1　（略）……1-8-1
2　（略）	2　（略）……1-8-1
第２章　（略）	第２章　（略）
第１節　（略）	第１節　（略）
１～３　（略）	１～３　（略）
4　（略）……2-1-11	4　（略）……2-1-6
5　（略）……2-1-17	5　（略）……2-1-11
6　（略）……2-1-17	6　（略）……2-1-12
7　（略）……2-1-22	7　（略）……2-1-17
8　（略）……2-1-22	8　（略）……2-1-17
9　（略）……2-1-23	9　（略）……2-1-17
10　（略）……2-1-24	10　（略）……2-1-19
11　（略）……2-1-25	11　（略）……2-1-19
12　（略）……2-1-26	12　（略）……2-1-20

13　（略）……2-1-27	13　（略）……2-1-22
14　（略）……2-1-27	14　（略）……2-1-22
15　（略）……2-1-28	15　（略）……2-1-23
16　（略）……2-1-31	16　（略）……2-1-25
17　（略）……2-1-31	17　（略）……2-1-26
18　（略）……2-1-35	18　（略）……2-1-30
19　（略）……2-1-47	19　（略）……2-1-42
20　（略）……2-1-65	20　（略）……2-1-60
21　（略）……2-1-65	21　（略）……2-1-60
22　（略）……2-1-66	22　（略）……2-1-61
23　（略）……2-1-66	23　（略）……2-1-61
24　（略）……2-1-66	24　（略）……2-1-61
第２節　（略）	第２節　（略）
１～５　（略）	１～５　（略）
６　（略）……2-2-21	６　（略）……2-2-22
第３節　（略）	第３節　（略）
１～19　（略）	１～19　（略）
20　（略）……2-3-8	20　（略）……2-3-9
21～29　（略）	21～29　（略）
第４節　（略）	第４節　（略）
１～７　（略）	１～７　（略）
８　（略）……2-4-5	８　（略）……2-4-6
９～15　（略）	９～15　（略）
16　（略）……2-4-12	16　（略）……2-4-13
17　（略）	17　（略）
18　（略）……2-4-15	18　（略）……2-4-17
19　（略）……2-4-16	19　（略）……2-4-18
20　（略）……2-4-16	20　（略）……2-4-18
21　（略）……2-4-16	21　（略）……2-4-18
22　（略）……2-4-17	22　（略）……2-4-19
23　（略）……2-4-18	23　（略）……2-4-20
24　（略）……2-4-18	24　（略）……2-4-20
25　（略）……2-4-18	25　（略）……2-4-20
26　（略）……2-4-19	26　（略）……2-4-20
27　（略）……2-4-19	27　（略）……2-4-21
28　（略）……2-4-21	28　（略）……2-4-23
29　（略）……2-4-24	29　（略）……2-4-26
30　（略）……2-4-25	30　（略）……2-4-27
31　（略）……2-4-32	31　（略）……2-4-34

32　（略）……2-4-35	32　（略）……2-4-37
33　（略）……2-4-48	33　（略）……2-4-50
34　（略）……2-4-48	34　（略）……2-4-50
35　（略）……2-4-49	35　（略）……2-4-51
36　（略）……2-4-49	36　（略）……2-4-51
37　（略）……2-4-50	37　（略）……2-4-52
38　（略）……2-4-50	38　（略）……2-4-52
39　（略）……2-4-50	39　（略）……2-4-52
第５節　（略）	第５節　（略）
第６節　（略）	第６節　（略）
１～６　（略）	１～６　（略）
７　（略）……2-6-3	７　（略）……2-6-2
８　（略）	８　（略）
９　（略）……2-6-4	９　（略）……2-6-3
10～30　（略）	10～30　（略）
第７節　（略）	第７節　（略）
第８節　（略）	第８節　（略）
１　（略）	１　（略）
２　（略）	２　（略）
⑴～⒀　（略）	⑴～⒀　（略）
⒁　（略）	⒁　（略）
ア　（略）	ア　（略）
(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）
(ｲ)　（略）	(ｲ)　（略）
ａ～ｃ　（略）	ａ～ｃ　（略）
ｄ　結合金具は、火花を発し難い材料で造らなければならないが、これには真ちゅうの他に銅、アルミニウム等があること。なお、ステンレスは基本的に摩擦等により火花を発する物質に該当するが、資料等により火花を発し難い材質であることを示すことができれば認められる。	ｄ　結合金具は、火花を発し難い材料で造らなければならないが、これには真ちゅうの他に銅、アルミニウム及びステンレス等があること。
(ｳ)～(ｶ)　（略）	(ｳ)～(ｶ)　（略）
イ　（略）	イ　（略）
ウ　注油速度 （略）	ウ　注油速度★ （略）
⒂～⒅　（略）	⒂～⒅　（略）
３～６　（略）	３～６　（略）
７　移動タンク貯蔵所における貯蔵及び取扱	７　移動タンク貯蔵所における貯蔵及び取扱

いについて （略） ８　（略） 第９節　（略） １～８　（略） ９　（略）……2-9-3 10　（略） 11　（略） 12　（略） 13　（略） 14　（略） 第１０節　（略） １～５　（略） ６　（略）……2-10-50 ７　（略）……2-10-50 ８　（略）……2-10-51 ９　（略）……2-10-51 10　（略）……2-10-52 11　（略）……2-10-52 12　（略）……2-10-52 13　（略）……2-10-52 14　（略）……2-10-52 15　（略）……2-10-63 16　（略）……2-10-63 第１１節及び第１２節　（略） 第１３節　（略） １～13　（略） 14　（略）……2-13-25 15　（略） 附則 資料編 （略） 第１章　（略） 第１節　（略） １～５　（略） ⑴　申請等の取下げ 法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下されるまでに、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、申請等	いについて★ （略） ８　（略） 第９節　（略） １～８　（略） ９　（略）……2-9-4 10　（略） 11　（略） 12　（略） 13　（略） 第１０節　（略） １～５　（略） ６　（略）……2-10-51 ７　（略）……2-10-51 ８　（略）……2-10-52 ９　（略）……2-10-52 10　（略）……2-10-53 11　（略）……2-10-53 12　（略）……2-10-53 13　（略）……2-10-53 14　（略）……2-10-53 15　（略）……2-10-64 16　（略）……2-10-64 第１１節及び第１２節　（略） 第１３節　（略） １～13　（略） 14　（略）……2-13-26 15　（略） 附則 資料編 （略） 第１章　（略） 第１節　（略） １～５　（略） ⑴　申請等の取下げ 法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下されるまでに、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、申請等

の取下願いを提出すること。 ア　取下げ願いにはその理由書を添付すること。 イ　手数料は返却しないものであること。 ⑵　許可の取消し 法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下された後に、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、申請の取消し願いを提出すること。 ア　取消し願いにはその理由書を添付すること。 イ　取消し願いが提出された場合は、現場の確認等必要に応じて現地調査を行うこと。 ウ　交付した許可証及び許可申請書の副本を返却すること。 エ　手数料は返却しないものであること。 ７及び８　（略） 第２節　（略） １～５　（略） ６　（略） 当該照合願いがあった場合は、姫路市消防事務手数料徴収条例第２条第２項第３号に基づき、手数料を徴収すること。 なお、当該事務手続きは、「「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費」等、資源エネルギー庁の補助事業に関する経済産業省からの協力依頼について」（R.4.3.14 消防危第47号通知）に基づき行うこと。 ７　（略） 第３節　（略） １　（略） ２　（略） ⑴　（略） ⑵　（略） ア～キ　（略） ク　（略） (ｱ)　（略）	の取下願いを提出すること。 ⑵　許可の取消し 法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下された後に、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、申請の取消し願いを提出すること。 ７及び８　（略） 第２節　（略） １～５　（略） ６　（略） 当該照合願いがあった場合は、姫路市消防事務手数料徴収条例第２条第３項に基づき、手数料を徴収すること。 なお、当該事務手続きは、「「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費」等、資源エネルギー庁の補助事業に関する経済産業省からの協力依頼について」（R.4.3.14 消防危第47号通知）に基づき行うこと。 ７　（略） 第３節　（略） １　（略） ２　（略） ⑴　（略） ⑵　（略） ア～キ　（略） ク　（略） (ｱ)　（略）

(ｲ)　検査圧力の数値は、MPa単位で表記した際、小数第２位までとなるように表記すること。この際、小数第３位以下の端数があるときは、これを切り上げた数値とすること。

(ｳ)　（略）

検査圧力の計算例

No.	最大常用圧力	計算式	検査圧力
1	6kPa	6×1.5=9kPa(0.009MPa)	10kPa(0.01MPa)
2	15.5kPa	15.5×1.5=23.25kPa(0.02325MPa)	30kPa(0.03MPa)
3	-10kPa	|－10|×1.5=15kPa(0.015MPa)	20kPa(0.02MPa)
4	0.55MPa	0.5×1.5=0.825MPa	0.83MPa
5	F.V.(完全真空)	101.325×1.5＝151.9875kPa(0.1519875MPa)	160kPa(0.16MPa)

ケ　（略）

３及び４　（略）

５　（略）

(1)～(5)　（略）

(6)　（略）

危則第22条の４第１項第９号の規定による「構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部（ぜい性破壊を起こすおそれのないものに限る。）の補修工事のうち、タンク本体の変形に対する影響が軽微なもの」については、「屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用について」（R.元.8.27 消防危第117号通知）により水張検査の代替が可能である。

(ｲ)　(ｱ)の計算の結果、kPa単位で数値に小数第１位以下の端数があるときは、これを切り上げた数値とすること。

(ｳ)　（略）

検査圧力の計算例

No.	最大常用圧力	計算式	検査圧力
1	6kPa	6×1.5=9kPa(0.009MPa)	9kPa(0.009MPa)
2	15.5kPa	15.5×1.5=23.25kPa(0.02325MPa)	24kPa(0.024MPa)
3	-10kPa	|－10|×1.5=15kPa(0.015MPa)	15kPa(0.015MPa)
4	0.55MPa	0.55×1.5=0.825MPa	825kPa(0.825MPa)
5	F.V.(完全真空)	|-101.325|×1.5= 151.9875kPa(0.1519875MPa)	152kPa(0.152MPa)

ケ　（略）

３及び４　（略）

５　（略）

(1)～(5)　（略）

(6)　（略）

危則第22条の４第１項第９号の規定による「構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部（ぜい性破壊を起こすおそれのないものに限る。）の補修工事のうち、タンク本体の変形に対する影響が軽微なもの」については、「屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用について」（R.元.8.27 消防危第117号通知）により水張検査の代替が可能である。

なお、当該通知の別添２②１において、底部全面に対して連続板厚測定を実施し、それにより得られた実板厚を用いることとされているが、保安検査又は内部点検において確認された最も薄い板厚を用いても差し支えない。（R.8.3.27 消防危第61号通知）

また、当該通知の別添２③３(1)の取扱いについて、側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあっては、底板）との溶接継手近傍（溶接部からの間隔が当該側板の板厚の５倍未満であるものをいう。以下同じ。）において側板に係る母材肉盛り補

	修を行う場合、当該溶接継手近傍の底部に係る母材肉盛り補修と同様に取り扱って差し支えない。（R.8.3.27 消防危第61号通知）
６～８　（略）	６～８　（略）
９　（略）	９　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
ア　（略）	ア　（略）
イ　（略）	イ　（略）
(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）
(ｲ)　（略）	(ｲ)　（略）
a　（略）	a　（略）
(a)　（略）	(a)　（略）
①　（略） 新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。 なお、当該大規模な変更工事とは、薬剤タンク、混合器及び送液ポンプが　すべて変更（取替えを含む。）になる工事をいう（分割して申請等がなされた場合は、すべてが変更になった時点の変更工事をいう。）。 また、当該変更工事が、許可により行われなかった場合は、定期点検時に　泡消火薬剤の放射試験を行うこと。（危則第62条の５の５に係るもの以外は◈）	①　（略） 新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験（放射量、放射圧力、混合率、発泡倍率及び25％還元時間の確認）を行うこと。 なお、当該大規模な変更工事とは、薬剤タンク、混合器及び送液ポンプが　すべて変更（取替えを含む。）になる工事をいう（分割して申請等がなされた場合は、すべてが変更になった時点の変更工事をいう。）。 また、当該変更工事が、許可により行われなかった場合は、定期点検時に　泡消火薬剤の放射試験を行うこと。（危則第62条の５の５に係るもの以外は◆）
②　（略） 中規模な変更工事（(a)及び(c)以外）においては、原則として(c)に掲げる事項及び通水（放水量及び放水圧力等の確認）等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。	②　（略） 中規模な変更工事（①及び③以外）においては、原則として③に掲げる事項及び通水試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。 なお、必要放水量が増加する変更の場合は放水量の確認、必要加圧能力が増加するような変更の場合は当該圧力の確認、通水検査未実施配管範囲が当該配管系統（加圧ポンプに接続している同一施設内の配管系統（選択弁以降の配管の場合は選択弁以降

	の配管系統））の５分の１以上となる変更の場合は、当該配管範囲を通過して放水される放射口からの放水量及び圧力の確認試験を実施すること。
③　（略） 放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。	③　（略） 小規模な変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。 なお、小規模な変更工事とは、最大放射区域の泡ヘッドの数を増やす等、必要放水量が増加するような変更がなく、ポンプから最遠の消火栓等までの圧力損失が増加する等、ポンプの必要加圧能力が増加するような変更がなく、これまで通水等の検査をしていない配管等の範囲が、当該配管系統（加圧ポンプに接続している同一施設内の配管系統（選択弁以降の配管の場合は選択弁以降の配管系統））の５分の１未満となるような変更工事をいう。（以下、(b)において同じ。）
(b)　（略）	(b)　（略）
①　（略） 新規の設置工事又は小規模な変更工事以外の工事においては、原則として放射試験を行うこと。	①　（略） 新規の設置工事及び小規模な変更工事以外の工事においては、放射試験を行うこと。 なお、変更工事においては、必要放水量が増加する変更の場合は放水量の確認、必要加圧能力が増加するような変更の場合は当該圧力の確認、通水検査未実施配管範囲が当該配管系統（加圧ポンプに接続している同一施設内の配管系統（選択弁以降の配管の場合は選択弁以降の配管系統））の５分の１以上となる変更の場合は、当該配管範囲を通過して放水される放射口からの放水量及び圧力の確認試験を実施すること。
②　小規模な変更工事 消火栓、放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート　変更等の	②　小規模な変更工事 小規模な変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤

変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。	の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。
(c)　不活性ガス、ハロゲン化物及び粉末消火設備（移動式粉末消火設備を除く。）	(c)　不活性ガス、ハロゲン化物及び粉末消火設備（移動式消火設備を除く。）
①　設置及び小規模な変更工事以外の工事 空気等による導通の確認及び起動確認等を実施することで、消火薬剤の放出試験を省略することができること。	①　設置工事 空気等による導通の確認及び起動装置の動作確認を実施することで、消火薬剤の放出試験を省略することができること。
	②　起動装置の変更 起動装置の動作確認を実施すること。
	③　導通検査未実施配管範囲が当該配管系統（加圧ポンプに接続している同一施設内の配管系統（選択弁以降の配管の場合は選択弁以降の配管系統））の５分の１以上となる変更工事 空気等による導通の確認をすることで、消火薬剤の放出試験を省略することができること。
②　小規模な変更工事 放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び導通試験等を省略することができること。	④　上記①～③以外の変更工事 外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び導通試験等を省略することができること。
(d)　移動式粉末消火設備 （略）	(d)　移動式消火設備 （略）
b　（略）	b　（略）
(ｳ)　（略）	(ｳ)　（略）
(2)及び(3)　（略）	(2)及び(3)　（略）
10及び11　（略）	10及び11　（略）
12　（略）	12　（略）
(1)　完成検査済証の再交付は、当該完成検査済証の交付をした市町村長等であること。 なお、合併又は事務受託により、再交付申請時、姫路市長が完成検査実施行政庁となっている地域において、当該完成検査済証交付時、姫路市長以外の行政庁が検査実	(1)　完成検査済証の再交付は、当該完成検査済証の交付をした市町村長等であること。 なお、合併又は事務受託により、再交付申請時、姫路市長が完成検査実施行政庁となっている地域において、当該完成検査済証交付時、姫路市長以外の行政庁が検査実

施行政庁であった地域については、姫路市長名で再交付を行うこと。 再交付の完成検査済証に記載する市長名は、再交付時の市長名とすること。	施行政庁であった地域については、姫路市長名で再交付を行うこと。 再交付の完成検査済証に記載する市長名は、再交付時の市長名とすること。 また、譲渡又は代表者の変更等により設置者名が変更となっている場合は、完成検査済証を交付した当時の設置者名で再交付を行うこと。
⑵～⑷　（略） 13及び14　（略） 第４節　（略） １～３　（略） ４　（略） ⑴　（略） ア　設置者又は管理者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更 ※　代表者等が変更を生じた旨を証する書面（商業登記簿謄本の写等）を添付すること。 イ　（略） ⑵及び⑶　（略） ５～13　（略） 第５節　（略） １　（略） ⑴　（略） ア～ウ　（略） エ　仮使用が開始されるのは施設が変更されるときであるが、当該変更とは変更工事を意味する。よって変更工事が発生しないような施設面積の拡張等に対しては、施設の使用が発生するとしても仮使用申請は必要ない。 また、消火器の設置等、変更に伴う工事が発生しないようなものも、当該変更工事とは扱わない。 ⑵及び⑶　（略） ⑷　（略） ア～ウ　（略） エ　複数の許可を受けた製造所等で、いずれ	⑵～⑷　（略） 13及び14　（略） 第４節　（略） １～３　（略） ４　（略） ⑴　（略） ア　設置者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更 ※　代表者等が変更を生じた旨を証する書面（商業登記簿謄本の写等）を添付すること。 イ　（略） ⑵及び⑶　（略） ５～13　（略） 第５節　（略） １　（略） ⑴　（略） ア～ウ　（略） エ　仮使用が開始されるのは施設が変更されるときであるが、当該変更とは工事の有無にかかわらず、許可を受けたあらゆる変更が対象となる。 よって、数量変更に伴う保有空地の拡張等を含め、許可を要するあらゆる変更において、完成検査前に当該施設を使用する場合は、当該仮使用の承認を要する。 ⑵及び⑶　（略） ⑷　（略） ア～ウ　（略） エ　複数の許可を受けた製造所等で、いずれ

かの完成検査を受けた結果、仮使用の範囲及び安全対策に変更を生じる場合は、あらためて仮使用の承認申請を行うこと。 ⑸～⑺　（略） 別添　（略） ２　（略） 法第10 条第１項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は、次のとおりとする。ただし、タンクコンテナで仮貯蔵等をする場合には、「３　タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請」（H.4.6.18 消防危第52号通知（R.4.12.13 消防危第275号改正））によるものとする。 また、震災時等における仮貯蔵・仮取扱については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（H.25.10.3 消防災第364号・消防危第171号通知）及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H.30.12.18 消防危第226号通知）によること。 ⑴～⑼　（略） ３～９　（略） 第６節　（略） １～３　（略） ４　（略） ⑴～⑳　（略）	かの完成検査を受けた結果、仮使用の範囲又は安全対策に変更を生じる場合は、あらためて仮使用の承認申請を行うこと。 ⑸～⑺　（略） 別添　（略） ２　（略） 法第10 条第１項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は、次のとおりとする。ただし、タンクコンテナで仮貯蔵等をする場合には、「３　タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請」（H.4.6.18 消防危第52号通知（R.4.12.13 消防危第275号改正））によるものとする。 また、震災時等における仮貯蔵・仮取扱については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（H.25.10.3 消防災第364号・消防危第171号通知）、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H.30.12.18 消防危第226号通知）及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（R.8.3.27 消防危第61号通知）によること。 ⑴～⑼　（略） ３～９　（略） 第６節　（略） １～３　（略） ４　（略） ⑴～⑳　（略） (21) 航空機給油取扱所の予防規程に関する事項で、規則第 60 条の２第１項第８号の５の２に規定する「給油に係る業務を実施するための手順その他保安のための措置」の内容については、次の事項を記載すること。（R.8.4.3 消防危第65号通知） ア　２⑴の教育訓練の内容 イ　航空機の原動機を停止させないで行う給油に係る業務の手順

	ウ　実施可能とされた航空機の機種及び当該機種に応じた安全対策 エ　事故等が発生した際の手順及び体制
第７節及び第８節　（略）	第７節及び第８節　（略）
第２章　（略）	第２章　（略）
第１節　（略）	第１節　（略）
１　（略）	１　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
ア　一棟の中で製造工程が完結している場合は、その棟全体を一つの製造所として規制する。なお、製造所は、基本的に化学反応等により危険物を製造するという危険性の高い工程があるため、耐火区画等を行っても、原則、一棟の一部のみを危険物施設として規制する、いわゆる部分規制を認めない。（危令第19条第２項により部分規制が認められている一般取扱所と同等の安全性が確保できると認められるものを除く。）	ア　一棟の中で製造工程が完結している場合は、その棟全体を一つの製造所として規制する。なお、製造所は、基本的に化学反応等により危険物を製造するという危険性の高い工程があるため、耐火区画等を行っても、原則、一棟の一部のみを危険物施設として規制する、いわゆる部分規制を認めない。また、化学反応等を伴わない製造工程であっても、沸騰を伴うような製造工程を含む製造所は部分規制を認めない。（危令第19条第２項により部分規制が認められている一般取扱所と同等の安全性が確保できると認められるものを除く。）
イ　屋外に設置する場合にあっては一連の工程をもって一の許可単位とする。 　ただし、一連の作業工程上の関連設備であっても場所的に一体性を有さないものは、当該製造所と切り離して別施設として規制すること。 　また、明らかに貯蔵を目的とする倉庫、タンク類は、別施設として規制すること。	イ　屋外に設置する場合にあっては一連の工程をもって一の許可単位とする。 　ただし、一連の作業工程上の関連設備であっても場所的に一体性を有さない（場所が離れている）ものは、当該製造所と切り離して別施設として規制すること。 　また、明らかに貯蔵を目的とする倉庫、タンク類は、別施設として規制すること。
ウ～キ　（略）	ウ～キ　（略）
２　（略）	２　（略）
⑴～⑹　（略）	⑴～⑹　（略）
⑺　車両やパソコン等の電源として組み込まれたリチウムイオン蓄電池は、危険物規制の対象とはせず、数量の算定も行わない。	⑺　車両やパソコン等の電源として組み込まれたリチウムイオン蓄電池は、危険物規制の対象とはせず、数量の算定も行わない。ただし、蓄電池設備等、充放電を主目的とした製品や蓄電池単体で保管されているものについては通常どおり算定する。

3　（略） ⑴及び⑵　（略） ⑶　危令第９条第１項第１号ただし書きに規定する、保安距離を短縮することができる「防火上有効な塀」は火災の延焼防止に有効な位置及び構造の防火塀とし、次によること。 　ただし、保有空地の幅が保安距離以上となるものは、この規定による距離の短縮ができないものであること。 ア～ク　（略） ⑷～⑹　（略） ⑺　製造所及び一般取扱所と高圧ガス施設との保安距離の特例（H.13.3.29 消防危第40号通知参考） 　高圧ガス施設との保安距離については、当該施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、危令第23条を適用して緩和することが可能であること。（特例理由必要（下記ア又はイに該当するものは不要）。特例適用願必要。） 　なお、位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合の例としては次のア又はイのいずれかの場合が考えられること。 ア　(ｱ)及び(ｲ)に適合している場合 (ｱ)　主な工程が連続していること。 (ｲ)　施設間に、延焼を防止できる耐火構造の壁、隔壁又は塀があること。なお、新たに壁等を設置（保有空地内への設置は認められないこと。）する場合においては、既設の消火設備で有効に包含できなくなる部分が生じないようにする必要があること。 延焼を防止できる耐火構造の壁、隔壁又は塀の高さ及び範囲については、⑶の「防火上有効な塀」を参考にすること。また、保有空地内への隔壁の設置は認められないが、製造所等の壁を高くする方法でも差し支えない。製造所等の壁を高	3　（略） ⑴及び⑵　（略） ⑶　危令第９条第１項第１号ただし書き及び高圧ガスに対する保安距離の運用については、「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について」（R.8.4.3 消防危第 63 号）によること。 　なお、当該要件を確認するための第三者機関としては、危険物保安技術協会がある。 ⑷～⑹　（略） ⑺　保安距離の趣旨を鑑み、原則危険物施設と高圧ガス施設を同一施設とすることはできないが、危険物を取り扱う設備が高圧ガス設備になるなど当該施設が不可分の関係になる場合は、例外として当該施設を同一施設とし、当該保安距離の確保を要しない。（本規定はあくまで施設外にある保安物件からの離隔距離を規定したものであり、同一施設内の保安物件からの離隔距離を規定したものではないと解釈し運用する。）

くする場合は、その壁を耐火構造とし開口部は設けないこと イ　(ｱ)及び(ｲ)に適合している場合 (ｱ)　高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス（不活性ガス）施設で、保安距離を保たなければならない製造所又は一般取扱所の専用施設である場合。 (ｲ)　上記ア(ｲ)の措置を講じること。 上記ア及びイはいずれにおいても危険物施設と当該高圧ガス施設を同一施設にできる（危険物施設内に当該高圧ガス施設を設置することができる）ものではなく、あくまで危険物施設と別の場所に設置された高圧ガス施設に対し、当該保安距離を緩和することができる措置である。 なお、当該保安距離の趣旨を鑑み、原則危険物施設と高圧ガス施設を同一施設とすることはできないが、危険物を取り扱う設備が高圧ガス設備になるなど当該施設が不可分の関係になる場合は、例外として当該施設を同一施設とし、当該保安距離は免除される。	
4　（略） (1)　（略） ア及びイ　（略） ウ　危険物を移送するための配管その他これらに準じる工作物（コンベアー、ダクト、煙道等）（当該施設と他施設を結ぶもので、地上に設置した場合、保有空地を通らざるを得ないものに限る。）を保有空地内に設置する場合は、保有空地としての効用を損なわないように設けること。その他、冷却用散水設備、水幕設備、消火設備、照明設備、特定防災施設等及び当該製造所等の保安設備（当該保有空地内に設置せざるを得ないものに限る。）については、保有空地内に設けることができること。なお、これらの物件については、保有空地阻害物件として取り扱わない。	4　（略） (1)　（略） ア及びイ　（略） ウ　危険物を移送するための配管その他これらに準じる工作物（コンベアー、ダクト、煙道等）（当該施設と他施設を結ぶもので、地上に設置した場合、保有空地を通らざるを得ないものに限る。）を保有空地内に設置する場合は、保有空地としての効用を損なわないように設けること。その他、当該製造所等のための冷却用散水設備、水幕設備及び消火設備並びに消防車用屋外給水施設の消火栓等消火又は延焼防止のための設備、ガス検知器等火災予防のための設備（いずれも当該保有空地内に設置せざるを得ないものに限る。また、設置にあたり義務、任意を問わない。）については、保

また、工事に伴い設置せざるを得ない足場等（下記キの規定により認められないものに限る。）についても、保有空地内に設置することができるが、他施設の工事に関しては「変更許可申請」の提出を要し、特例により認めることとなる。（特例理由必要。特例適用願必要。） なお、特例要件として、必要最小限の大きさ及び期間並びに不燃物の使用（どうしても可燃物を用いなければならないものを除く。）を求め、できるだけ延焼防止及び消防活動上支障を生じないような措置を講ずること。 上記内容は50cmを超える段差を生じる地盤面の掘り起こしについても準用する。	有空地内に設けることができること。なお、これらの物件については、保有空地阻害物件として取り扱わない。 また、工事に伴い設置せざるを得ない足場等（下記キの規定により認められないものに限る。）についても、保有空地内に設置することができるが、他施設の工事に関しては「変更許可申請」の提出を要し、特例により認めることとなる。（特例理由必要。特例適用願必要。） なお、特例要件として、必要最小限の大きさ及び期間並びに不燃物の使用（どうしても可燃物を用いなければならないものを除く。）を求め、できるだけ延焼防止及び消防活動上支障を生じないような措置を講ずること。 上記内容は50cmを超える段差を生じる地盤面の掘り起こしについても準用する。
エ　（略）	エ　（略）
オ　同一敷地内に他の製造所等と隣接して設置する場合、その相互の保有空地は、それぞれがとるべき空地のうち大なる空地の幅を保有することをもって足りること。ただし、屋外タンク貯蔵所が隣接する場合にあっては、当該タンクの防油堤が、保有空地にかからないようにすること。（第１－５図参照）	オ　同一敷地内に他の製造所等と隣接して設置する場合、その相互の保有空地は、それぞれがとるべき空地のうち大なる空地の幅を保有することをもって足りること。ただし、屋外タンク貯蔵所が隣接する場合にあっては、当該タンクの防油堤が、保有空地にかからないようにすること。（第１－２図参照）
図　（略） 第１－５図　保有空地	図　（略） 第１－２図　保有空地
カ　（略）	カ　（略）
キ　保有空地は、消防の用に供される場所であることから、平坦で、かつ軟弱でないこと。 ただし、50cm以下の段差及び不燃材でできた足場等は認められる（平成29年10月30日　消防危第216号通知参考）。なお、たとえ50cm以下の不燃性の工作物等であっても、配管等、当該工作物の上部に人が乗り、消火活動を行うことが困難なものは、	キ　保有空地は、消防の用に供される場所であることから、平坦で、かつ軟弱でないこと。 ただし、50cm以下の段差で、かつ、不燃材でできた足場等は認められる（平成29年10月30日　消防危第216号通知参考）。なお、たとえ50cm以下の不燃性の工作物等であっても、配管等、当該工作物の上部に人が乗り、消火活動を行うことが困難なもの

当該足場等に該当せず、原則認められない。（当該工作物等が極めて小さい等、消火活動を行う上で、支障がないと判断できるものを除く。） また勾配を設ける場合は、８％以下とすること。（指導５％以下◆） 保有空地の最も高い位置と最も低い位置の高低差が50cmを超える場合は、途中に足場等を設置することにより段差を50cm以下とするか８％以下の勾配の坂を設置する必要があるが、当該高い位置と低い位置を結ぶ足場又は坂を設置した経路は、２方向以上にする必要がある。 ク　（略） ケ　（略） 危令第９条第１項第２号ただし書きの「防火上有効な隔壁」は、次による。 (ｱ)　隔壁は、建築基準法第２条第７号の耐火構造とすること。 (ｲ)　隔壁に設ける出入口の開口部（作業上必要なものとし、出入口に限る。）は必要最小限の大きさとし、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。 (ｳ)　危則第13条に規定する「作業工程が他の作業工程と連続しているため建築物その他の工作物の周囲に空地の幅をとることにより当該製造所又は一般取扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合」は、例えば、作業工程が連続しており、かつ、有効な代替手段等もないため、保有空地をとることで保安上又は品質上著しく支障が生ずる場合などが該当するが、保有空地をとることが原則であるため、本規定の適用については慎重に判断すること。 また、本規定を適用する場合においても、保有空地を免除することによって新たに発生するリスクについて、許容可能	は、当該足場等に該当せず、原則認められない。（当該工作物等が極めて小さい等、消火活動を行う上で、支障がないと判断できるものを除く。） また勾配を設ける場合は、８％以下とすること。（指導５％以下◆） 保有空地の最も高い位置と最も低い位置の高低差が50cmを超える場合は、途中に足場等を設置することにより段差を50cm以下とするか８％以下の勾配の坂を設置する必要があるが、当該高い位置と低い位置を結ぶ足場又は坂を設置した経路は、２方向以上にする必要がある。 ク　（略） ケ　（略） 危令第９条第１項第２号ただし書きの運用については「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について」（R.8.4.3 消防危第63号通知）によること。

なリスクにまで低減すること。◆ なお、本規定はあくまで保有空地の免除であり、仮に隔壁によって隔てられた部分において危険物を取扱わない場合においても、当該部分は製造所又は一般取扱所としての規制を受けるものである。	
⑵及び⑶　（略）	⑵及び⑶　（略）
5　（略）	5　（略）
6　（略）	6　（略）
⑴～⑹　（略）	⑴～⑹　（略）
⑺　（略）	⑺　（略）
ア～オ　（略）	ア～オ　（略）
カ　延焼のおそれのある外壁等出入口以外の開口部が認められていない箇所に設けるものその他の防火上必要なもの以外の窓又は出入口については、危令第23条の規定を適用し、不燃材料でできた非防火設備とすることができる。なお、危則第10条の規定によりガラスは不燃材料として認められないが、網入りガラスにおいてはこの限りでない。（特例理由不要。特例適用願必要。）	カ　延焼のおそれのある外壁等出入口以外の開口部が認められていない部分その他の防火上必要な部分以外の部分に設置する窓又は出入口については、危令第23条の規定を適用し、不燃材料又は網入りガラスでできた非防火設備とすることができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）
⑻～⑽　（略）	⑻～⑽　（略）
7　（略）	7　（略）
8　（略）	8　（略）
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
⑶　延焼のおそれのある外壁に給気口若しくは換気口を設ける場合又は換気ダクトを貫通させる場合は、上記６⑷イによること。（第１－６図参照）	⑶　延焼のおそれのある外壁に給気口若しくは換気口を設ける場合又は換気ダクトを貫通させる場合は、上記６⑷イによること。（第１－３図参照）
⑷及び⑸　（略）	⑷及び⑸　（略）
図　（略）	図　（略）
第１－６図	第１－３図
9　（略）	9　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　可燃性蒸気又は微粉が滞留する場所が一部に限定される場合は、その部分のみを有効に換気できる局所排出方式とすることができる。（第１－７図参照） また、室全体に排出設備を設置する場合	⑵　可燃性蒸気又は微粉が滞留する場所が一部に限定される場合は、その部分のみを有効に換気できる局所排出方式とすることができる。（第１－４図参照） また、室全体に排出設備を設置する場合

で、当該可燃性蒸気が空気より重い場合には、室内に設置する排出ダクトの先端をためます等室内の最も低い位置の付近で、ためます等の維持管理に支障のないできるだけ低い位置とすること。（第１－８図参照）	で、当該可燃性蒸気が空気より重い場合には、室内に設置する排出ダクトの先端をためます等室内の最も低い位置の付近で、ためます等の維持管理に支障のないできるだけ低い位置とすること。（第１－５図参照）
⑶～⑹　（略）	⑶～⑹　（略）
図　（略）	図　（略）
第１－７図	第１－４図
図　（略）	図　（略）
第１－８図	第１－５図
⑺及び⑻　（略）	⑺及び⑻　（略）
10及び11　（略）	10及び11　（略）
12　（略）	12　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　傾斜は貯留設備に向かって、概ね100分の１以上とすること。	⑵　傾斜は貯留設備に向かって、概ね100分の１以上とすること。なお、当該傾斜により、床面に漏洩した危険物が貯留設備に到達せずに、施設外に流出してしまうような構造については、当該基準を満足しているとはいえない。
⑶～⑻　（略）	⑶～⑻　（略）
⑼　危則第13条の２の３に規定する「漏れた危険物をとどめることができる場合」とは、危則第13条の２の２第２号に規定するすべての「危険物の流出防止に有効な囲い」に上部階層等があり、それにより当該囲い内への雨水の浸入が防げる場合をいう。 　具体的には、当該囲いが当該上部階層の端から階層高さの１／√３倍以上内側に入った位置に設置されている場合をいう。（第１－９図参照）	⑼　危則第13条の２の３に規定する「漏れた危険物をとどめることができる場合」とは、危則第13条の２の２第２号に規定するすべての「危険物の流出防止に有効な囲い」に上部階層等があり、それにより当該囲い内への雨水の浸入が防げる場合をいう。 　具体的には、当該囲いが当該上部階層の端から階層高さの１／√３倍以上内側に入った位置に設置されている場合をいう。（第１－６図参照）
図　（略）	図　（略）
第１－９図	第１－６図
13　（略）	13　（略）
14　（略）	14　（略）
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
⑶　危令第９条第１項第 16 号に規定する圧	⑶　危令第９条第１項第16号に規定する圧力

力計については、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、取扱い圧力範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、圧力変化を正確に把握できるものを設置すること。 危令第９条第１項第 16 号に規定する安全装置については、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、取扱い圧力範囲等を十分に考慮し、すみやかに安全な圧力とすることができるものを設置すること。 なお、ポンプ等の設備が加圧する系統内のあらゆる配管及び設備等の耐圧性能が、当該ポンプ等の加圧能力（当該系統が加圧され到達する最大圧力）を上回っている場合は、危則第 19 条第１項第１号の装置が設置されているものとみなす。 また、破壊板は、安全弁の作動が困難である加圧設備に限り設置することができる。	計については、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、取扱い圧力範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、圧力変化を正確に把握できるものを設置すること。 危令第９条第１項第16号に規定する安全装置については、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、取扱い圧力範囲等を十分に考慮し、すみやかに安全な圧力とすることができるものを設置すること。 当該安全装置の内、自動的に圧力の上昇を停止させる装置とは、安全弁等で圧力を逃がす装置をいうものではなく、圧力を上昇させる設備等を停止等させることにより、すみやかに安全な圧力にするための装置をいう。 なお、ポンプ等の設備が加圧する系統内のあらゆる配管及び設備等の耐圧性能が、当該ポンプ等の加圧能力（当該系統が加圧され到達する最大圧力）を上回っている場合は、危則第19条第１項第１号の装置が設置されているものとみなす。 また、破壊板は、安全弁の作動が困難である加圧設備に限り設置することができる。
15　（略） ⑴～⑶　（略） ⑷　上記⑶のほか、「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド JNIOSH－TR－No.44 (2012)」に規定される「危険場所」とする。ただし、状況により「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆　1994)」中の「〔参考資料４〕危険場所の分類の例図集」及び消防庁の通知（H.13.3.30　消防危第 43 号通知（H.24.3.16　消防危第 77 号改正）、H.31.4.24　消防危第 84 号通知（R.2.1.23	15　（略） ⑴～⑶　（略） ⑷　上記⑶のほか、「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIOSH－TR－No.44（2012）」に規定される「危険場所」とする。ただし、状況により消防庁の通知（H.13.3.30 消防危第43号通知（H.24.3.16 消防危第77号改正）、H.31.4.24 消防危第84号通知（R.2.1.23 消防危第21号改正、R.3.3.30 事務連絡、R.3.3.31 事務連絡による「解説書」）、R.4.8.4 消防危第175号通知）

消防危第21号改正、R.3.3.30　事務連絡、R.3.3.31　事務連絡による「解説書」）、R.4.8.4　消防危第175号通知）等を参考にするなど、実態に合わせ判断すること。 なお、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIOSH－TR－No.44（2012）」の「附属書2-A　換気に関する補足説明」中「(1)具体的事例」で換気度の例が示されているが、「附属書2-B.2　危険箇所分類の具体例」にも図示されているとおり、換気度を高換気又は中換気として取り扱うためには、換気能力だけでなく、放出源を覆い、排出設備につながるダクト等が必要であること。	等を参考にするなど、実態に合わせ判断すること。 なお、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIOSH－TR－No.44（2012）」の「附属書2-A　換気に関する補足説明」中「(1)具体的事例」で換気度の例が示されているが、「附属書2-B.2　危険箇所分類の具体例」にも図示されているとおり、換気度を高換気又は中換気として取り扱うためには、換気能力だけでなく、放出源を覆い、排出設備につながるダクト等が必要であること。 よって、下記(5)及び(6)の一部を除き、建築物内に放出源がある場合は、原則当該建築物内はすべて危険場所として取扱うこととし、当該危険場所を一部に限定するためには、放出源をダクトで覆いそこから放出される可燃性蒸気を有効に排出するか、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づき当該危険場所を設定する等、何らかの客観的根拠に基づき、申請者側が当該範囲を示す必要があること。
(5)　危険場所と同一建築物内にある室については原則危険場所となるが、下記の措置等により、当該室を非危険場所とすることができる。	(5)　危険場所と同一建築物内にある室については原則危険場所となるが、下記の措置等により、当該室を非防爆電気設備使用可能場所とすることができる。
ア及びイ　（略）	ア及びイ　（略）
ウ　当該室が出入口以外の開口部を有しない間仕切りにより危険場所と仕切られ、当該出入口から流入する可燃性蒸気等に対する対策として、	ウ　当該室が出入口以外の開口部を有しない間仕切りにより危険場所と仕切られ、当該出入口から流入する可燃性蒸気等に対する対策として、以下の措置をとったもの。
(ｱ)　当該出入口を二重扉（常時閉鎖式のものに限る。）とし、二重扉間にある室（以下「前室」という。）の内圧を上昇（危険場所と比較して25 Pa以上）させる。なお、当該前室は危険場所とする。	(ｱ)　当該出入口を二重扉（常時閉鎖式のものに限る。）とし、二重扉間にある室（以下「前室」という。）の内圧を上昇（危険場所と比較して25Pa以上）させる。なお、当該前室での(3)ア～エに記載の物質の取扱いは不可とし、当該前室は危険場所とする。

	(ｲ)　上記(ｱ)の二重扉は一方の扉が開いているときには、もう一方は開かない構造とする。
(ｲ)　可燃性蒸気等に対する検知器を設置し、当該検知器が作動した際に、当該非危険場所としようとする室内にある電気設備（当該可燃性蒸気が流入した場合に対応できる防爆の電気設備を除く。）の電源を遮断する。	(ｳ)　当該前室に可燃性蒸気等に対する検知器を設置（空気より重い場合は下に、空間が広い場合は複数個設置する等、当該前室内で最も濃度が高い場所を有効に感知できる位置に設置すること。）し、当該検知器が作動した際に、当該非危険場所としようとする室内にある電気設備（当該可燃性蒸気が流入した場合に対応できる防爆の電気設備を除く。）の電源を遮断する。
(ｳ)　その他可燃性蒸気等が室内に流入しないようにする対策、又は流入しても非防爆の電気設備により当該可燃性蒸気が着火しない対策 等を行い、さらにこれらを二つ以上組み合わせ、二重の対策を講じる。 （例：(ｱ)の措置を講じた上で、当該前室に検知器を設置し、(ｲ)の措置を講じる。(ｱ)の対策を二重で講じる。(二つの別系統のコンプレッサー等により、当該内圧を上昇させる。)）	エ　その他、可燃性蒸気流入防止対策及び可燃性蒸気が流入した際における電気設備による着火防止対策等により、非防爆電気設備を使用しても安全であると判断できる措置
(6)～(8)　（略）	(6)～(8)　（略）
(9)　電気器具（設備ではない。）の使用については、「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」（R.7.6.30　消防危第 140 号通知（R.7.12.17　消防危第 253 号改正）によること。	(9)　電気器具（設備ではない。）の使用については、「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」（R.7.6.30　消防危第140号通知（R.7.12.17　消防危第253号改正）によること。★
16　（略）	16　（略）
17　（略）	17　（略）
(1)及び(2)　（略）	(1)及び(2)　（略）
(3)　危険物タンク及び危険物配管で‘構造体利用‘する場合は、それぞれ適用される JIS Z 9290-3 の 5.2.5 表３又は JIS A 4201 の 2.1.4 表２の最小厚さを確保すること。 例えば、屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして構造体利用した場合、側板等の接	(3)　危険物タンク及び危険物配管で‘構造体利用‘する場合は、JIS Z 9290-3の5.2.5 表３の最小厚さを確保すること。 例えば、屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして構造体利用した場合、側板等の接液部及び屋根板等の気層部ともに４㎜以上

液部及び屋根板等の気層部ともに４㎜以上の板厚を確保しなければならないものであること。 なお、受雷部システムとして建築物等の屋根又は壁等を構造体利用する場合において、当該構造体により構成される室が一部でも危険場所になるか、又は当該室において危険物の貯蔵若しくは取り扱いがある場合については、当該構造体は「穴があいてはならない構造のもの又は高温にさらされてはならないもの」として規制する。	の板厚を確保しなければならないものであること。 なお、受雷部システムとして建築物等の屋根又は壁等を構造体利用する場合において、当該構造体により構成される室が一部でも危険場所になるか、又は当該室において危険物の貯蔵若しくは取り扱いがある場合については、当該構造体は「穴があいてはならない構造のもの又は高温にさらされてはならないもの」として規制する。
⑷及び⑸　（略）	⑷及び⑸　（略）
⑹　（略）	⑹　（略）
ア　同一敷地内において、同一の管理権原下にある他の政令危険物施設に付随する避雷設備（JIS の規定する基準を満足する。以下同様）の保護範囲に含まれる場合。（第１－１０図参照）	ア　同一敷地内において、同一の管理権原下にある他の政令危険物施設に付随する避雷設備（JIS の規定する基準を満足する。以下同様）の保護範囲に含まれる場合。（第１－７図参照）
イ　敷地を異にするが、同一の管理権原下にある他の政令危険物施設に付随する避雷設備の保護範囲に含まれる場合。（第１－１１図参照）	イ　敷地を異にするが、同一の管理権原下にある他の政令危険物施設に付随する避雷設備の保護範囲に含まれる場合。（第１－８図参照）
ウ～オ　（略）	ウ～オ　（略）
（１－１０図）	（１－７図）
図　（略）	図　（略）
（１－１１図）	（１－８図）
図　（略）	図　（略）
⑺　（略）	⑺　（略）
18　（略）	18　（略）
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　（略）	⑷　（略）
ア～オ　（略）	ア～オ　（略）
カ　工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク	カ　工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク
※　「工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク」とは機械本体の内部に完全に組み込まれたタンクをいうものであり、下記のような構造のものは当該タンクには含まれず、すべて 20 号タンクに該当する。（第１	※　「工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク」とは機械本体の内部に完全に組み込まれたタンクをいうものであり、下記のような構造のものは当該タンクには含まれず、すべて20号タンクに該当する。（第１

－１２図参照） 図　（略） 第１－１２図 キ～シ　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ア　（略） (ｱ)　（略） (ｲ)　（略） ａ及びｂ　（略） ｃ　液量計、重量計等によるもの液量計、重量計等で計測する場合にはその定量を一定量とする。 ｄ　（略） イ　（略） ⑺　（略） ⑻　（略） ア～カ　（略） キ　20号防油堤の地表面下の地盤の部分を横断して入出荷用配管、消火用配管、排水用配管、電線路等のうち呼び径が40Ａを超えるもの（以下「管渠等」という。）を原則設けないこと。 ただし、資料編「防油堤の構造に関する運用基準」第４の例により必要な措置を講じた場合は、この限りでないこと。 ⑼及び⑽　（略） 19　（略） ⑴～⑽　（略） ⑾　危則第13条の５第１号に規定する「地上」とは、地盤面上のみならず、海上に設置された機器架台の各階層上、地盤面に設置された建築物の各階の床及び機器架台の各階層上等を意味する。 ⑿　危則第13条の５第１号に規定する「安全な構造」は、強度計算によって確認するも	－９図参照） 図　（略） 第１－９図 キ～シ　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ア　（略） (ｱ)　（略） (ｲ)　（略） ａ及びｂ　（略） ｃ　（略） イ　（略） ⑺　（略） ⑻　（略） ア～カ　（略） キ　20号防油堤の地表面下の地盤の部分を横断して入出荷用配管、消火用配管、排水用配管、電線路等のうち呼び径が40Ａを超えるもの（以下「管渠等」という。）を原則設けないこと。◆ ただし、資料編「防油堤の構造に関する運用基準」第４の例により必要な措置を講じた場合は、この限りでないこと。 ⑼及び⑽　（略） 19　（略） ⑴～⑽　（略） ⑾　危則第13条の５第１号に規定する「地上」とは、地盤面並びに海及び川の水面等より上部を意味し、地盤面下並びに海及び川の水中等以外の場所を言う。 よって、海上に設置された機器架台並びに地盤面に設置された建築物及び機器架台に設置された配管は、当該規制の対象となる。 ⑿　危則第13条の５第１号に規定する「安全な構造」は、強度計算によって確認するも

のであること。ただし、長さ1.5m以下の支持物については、当該確認を要さず、鋼材又はこれと同等以上の強度を有する材質で造られ、地盤面にアンカー等で固定されていれば、当該構造を満たしているものとする。 なお、当該長さとは上記⑾で定義した地上に設置された支持物の長さ（地上との接続部から配管を支持している梁等を支持している位置までの支持物の長さをいう。以下同じ。）、工作物等から水平方向等に張り出した支持物の長さ（工作物等との接続部から配管等を支持している位置までの支持物の長さをいう。以下同じ。）又は天井等から吊り下げられた支持物の長さ（天井等との接続部から配管を支持している梁等までの支持物の長さをいう。以下同じ。）を意味し、当該支持物が設置されている建築物や機器架台等は当該長さに含めない。	のであること。ただし、長さ1.5m以下の支持物については、当該確認を要さず、鋼材又はこれと同等以上の強度を有する材質で造られ、地盤面にアンカー等で固定されていれば、当該構造を満たしているものとする。 なお、当該長さとは地盤面に設置された支持物の長さ（地上との接続部から配管を支持している梁等を支持している位置までの支持物の長さをいう。以下同じ。）、建築物又は機器架台等から水平方向等に張り出した支持物の長さ（建築物又は機器架台等との接続部から配管等を支持している位置までの支持物の長さをいう。以下同じ。）又は天井等から吊り下げられた支持物の長さ（天井等との接続部から配管を支持している梁等までの支持物の長さをいう。以下同じ。）を意味し、当該支持物が設置されている建築物や機器架台等は当該長さに含めない。 また、当該建築物や機器架台等は当該支持物としては取り扱わない。
⑿～⑱　（略）	⑿～⑱　（略）
⑲　危険物配管における危険物以外の物品の取扱いに係る運用について（H.10.3.16 消防危第27号通知） （略） ア及びイ　（略）	⑲　危険物配管における危険物以外の物品の取扱いに係る運用について（H.10.3.16 消防危第27号通知）★ （略） ア及びイ　（略） ⑳　配管に接続されているバルブ及び計装機器並びに配管の一部と扱える小型のストレーナ等（すべて接液部に限る。）については、配管の規制が適用される。
20及び21　（略） 22　（略） ⑴　（略） ⑵　休憩室の使用に係る留意事項 （略） ⑶　休憩室における火気の使用に係る留意事項	20及び21　（略） 22　（略） ⑴　（略） ⑵　休憩室の使用に係る留意事項★ （略） ⑶　休憩室における火気の使用に係る留意事項★

（略）	（略）
⑷　（略）	⑷　（略）
23　（略）	23　（略）
24　不必要な物件について（危令第24条第４号）	24　不必要な物件について（危令第24条第４号）★
（略）	（略）
第２節　（略）	第２節　（略）
１　（略）	１　（略）
２　（略）	２　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
オ　危令第19条第２項に規定する洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは一日の使用量とする。	オ　危令第19条第２項に規定する洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは一日の使用量とする。なお、再使用するが、一部消費されるものについては、下記カによるものとする。 　また、当該使用及び回収等はすべて同一施設内で行われるものとし、施設外に出たものは当該同一系内とはみなさず、一日の使用量として算定する。
カ　（略）	カ　（略）
⑶～⑷　（略）	⑶～⑷　（略）
３　（略）	３　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　危令第９条第１項第１号ただし書きに規定する、保安距離を短縮することができる「防火上有効な塀」は、原則、第１節「製造所」３⑶のとおりであるが、以下の条件に適合（いずれも適合）する施設については、当該塀の高さを２ｍ以上とすることができる。	⑵　危令第９条第１項第１号ただし書きに規定する、保安距離を短縮することができる「防火上有効な塀」は、以下の条件に適合（いずれも適合）する施設については、当該塀の高さを２ｍ以上とすることができる。
ア～オ　（略）	ア～オ　（略）
４　（略）	４　（略）
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
⑶　（略）	⑶　（略）

ア　（略） イ　貯蔵タンク等から延長された払出配管等の先端がバルブ止めされ、タンカー等のホースを接続できるような構造となっているものについては、配管であり、かつ設備として規制する。なお、ローディングアームについては設備として取り扱う。 　ただし、上記設備については、避雷設備の保護対象物として扱わず、また消火設備の防護対象物として扱わない。	ア　（略） イ　貯蔵タンク等から延長された払出配管等の先端がバルブ止めされ、タンカー等のホースを接続できるような構造となっているものについては、配管であり、かつ設備として規制し、保有空地の起算点となる危険物を取り扱う工作物にも該当する。 　なお、ローディングアームについては、配管ではなく設備として取り扱い、同様に危険物を取り扱う工作物に該当するものとする。 　ただし、上記設備（バルブ止め及びローディングアーム）については、避雷設備の保護対象物として扱わない。
ウ～キ　（略） ⑷～⑻　（略） ５　（略） ⑴～⑷　（略） ⑸　設備単位で規制される一般取扱所において、危険物を取り扱う設備から３ｍ未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離３ｍ未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。（H.2.3.31 消防危第28号通知）	ウ～キ　（略） ⑷～⑻　（略） ５　（略） ⑴～⑷　（略） ⑸　設備単位で規制される一般取扱所において、危険物を取り扱う設備から３ｍ未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離３ｍ未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。（H.2.3.31 消防危第28号通知） 　なお、当該３ｍの範囲内に当該一般取扱所に出入りする配管、配線及び換気ダクト等の設置は認められる。
図　（略） ⑹～⑼　（略） ⑽　（略） ア及びイ　（略） ウ　上記の他、危則第28条の54に規定する取扱形態のみを複数有する一般取扱所については、それぞれの形態に対して規定された基準をすべて満たしている場合は、危令23条を適用し、危令第19条第１項の特例として、部分規制を認めることができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）	図　（略） ⑹～⑼　（略） ⑽　（略） ア及びイ　（略） ウ　上記の他、危則第28条の54に規定する取扱形態のみを複数有する一般取扱所については、それぞれの形態に対して規定された基準をすべて満たしている場合は、危令第23条を適用し、危令第19条第１項の特例として、部分規制を認めることができる。 （特例理由不要。特例適用願必要。） ⑾　避雷設備

	基本的に第２章第１節17を準用するが、当該危険物施設の周囲全面が他用途部分に囲われており、当該建物全体が鉄筋コンクリート造等、その構造から自然的等電位ボンディングが行われていると判断できるものについては、危令第９条第１項第19号に規定するただし書きが適用できるものとする。
⑾　（略） ア　（略） イ　基本的に、危令第19条第２項各号と同等の安全性を有すると判断されるものについては、危令第19条第２項各号と同等の規制内容により、危令第23条を適用し、部分規制を認めることができる（危令第19条第１項特例）。（H.10.3.16 消防危第28号通知参考）（特例理由不要。特例適用願必要。） 同等の安全性とは、一概に定義することは困難であるが、作業形態としては、危令第19条第２項で示されている塗装、詰め替え及び油圧等の単純なものをいい、複雑な作業工程により危険性を増大させるようなものは、原則認められない。 また、危険物を反応させ非危険物を製造する取扱所は、製造所に部分規制が認められていないことを考慮し、当該危令第19条第２項各号と同等の安全を有するとは認められない。同様の理由で、自己反応性を有する物質を取り扱う施設についても、当該部分規制は認められない。 なお、取扱危険物の種別に関しては、特に第４類に限定されるものではないが、アルキルアルミニウム等、ヒドロキシルアミン等及び指定過酸化物については、さまざまな施設区分において、それぞれ特例により規制が付加されていることから、当該物質を取り扱う施設に対し、当該部分規制は認められない。	⑿　（略） ア　（略） イ　基本的に、危令第19条第２項各号と同等の安全性を有すると判断されるものについては、危令第19条第２項各号と同等の規制内容により、危令第23条を適用し、部分規制を認めることができる（危令第19条第１項特例）。（H.10.3.16 消防危第28号通知参考）（特例理由不要。特例適用願必要。） 同等の安全性とは、一概に定義することは困難であるが、作業形態としては、危令第19条第２項で示されている塗装、詰め替え及び油圧等の単純なものをいい、複雑な作業工程により危険性を増大させるようなものは、原則認められない。 また、危険物を反応させ非危険物を製造する取扱所は、製造所に部分規制が認められていないことを考慮し、当該危令第19条第２項各号と同等の安全を有するとは認められない。同様の理由で、自己反応性を有する物質を取り扱う施設についても、当該部分規制は認められない。さらに、危険物を沸騰させて蒸留等を行う施設等についても認められない。 なお、取扱危険物の種別に関しては、特に第４類に限定されるものではないが、アルキルアルミニウム等、ヒドロキシルアミン等及び指定過酸化物については、さまざまな施設区分において、それぞれ特例により規制が付加されていることから、当該物

その他、危険物の取扱倍数についても、危令第19条第２項による一般取扱所同様、原則30倍以上（空地による部分規制は10倍以上）の施設は認められず、引火点40℃未満のものを取り扱う施設に対し、周囲３ｍに空地を設け、部分規制とする、設備単位の部分規制は認められない。	質を取り扱う施設に対し、当該部分規制は認められない。 その他、危険物の取扱倍数についても、危令第19条第２項による一般取扱所同様、原則30倍以上（空地による部分規制は10倍以上）の施設は認められず、引火点40℃未満のものを取り扱う施設に対し、周囲３ｍに空地を設け、部分規制とする、設備単位の部分規制は認められない。
⑿　（略） ア　危令第19条第２項各号（第４号及び第５号は除く。）に掲げられた取扱形態の一般取扱所の消火困難性の区分については、基本的には、危則第34条に規定する「消火困難な製造所等」に該当し、その内、危則第33条第１項第１号の規定に該当するものが、「著しく消火困難な製造所等」に該当する。 イ　（略） ⒀　（略） ６　不必要な物件について（危令第24条第４号） （略） 第３節　（略） １　（略） ２　貯蔵、取扱いの範囲 ⑴　屋内貯蔵所における危険物の取扱いとは、危険物を収納した容器を貯蔵倉庫に搬入し、又は、貯蔵倉庫から搬出すること、いわゆる貯蔵に伴う取扱いをいうものである。 ただし、１日に指定数量未満の軽易な作業による詰替え、小分け等の取扱いは火災予防上安全な方法で行う場合に限り認められるものであること。 なお、当該搬入及び搬出行為並びに詰替え行為等は、危険物の取扱い行為であるため、危険物取扱者の立会い等が必要とな	⒀　（略） ア　危令第19条第２項各号（第４号及び第５号は除く。）に掲げられた取扱形態の一般取扱所の消火困難性の区分については、基本的に、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う施設以外のものについては、危則第34条に規定する「消火困難な製造所等」に該当し、その内、危則第33条第１項第１号の規定に該当するものが、「著しく消火困難な製造所等」に該当する。 イ　（略） ⒁　（略） ６　不必要な物件について（危令第24条第４号）★ （略） 第３節　（略） １　（略） ２　貯蔵、取扱いの範囲★ ⑴　屋内貯蔵所において、危険物を収納した容器を貯蔵倉庫に搬入し、又は、貯蔵倉庫から搬出することも、危険物の取扱い行為に該当する。 また、１日に指定数量未満の危険物の詰替え作業及び小分け等の作業についても貯蔵に伴う取扱い行為として取り扱うが、火災予防上安全な方法で行うこと。 なお、当該搬入及び搬出行為並びに詰替え行為等は、危険物の取扱い行為であるため、危険物取扱者の立会い等が必要となる。

る。	
⑵～⑹　（略）	⑵～⑹　（略）
３～７　（略）	３～７　（略）
８　（略）	８　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　間仕切り壁の開口部をすべて窓又は出入口として規制することはないが、枠を含む建具の一部があるものは、原則、当該窓又は出入口として規制する。ただし、上記７⑵により特例が認められた間仕切り壁に設置する窓及び出入口については、危令第23条を適用し、不燃材料でできた非防火設備の窓等（網入りガラスの免除は出来ない。）を設置することができる。（特例理由不要。特例適用願不要。）	⑵　間仕切り壁の開口部をすべて窓又は出入口として規制することはないが、枠を含む建具の一部があるものは、原則、当該窓又は出入口として規制する。ただし、上記７⑵により特例が認められた間仕切り壁に設置する窓及び出入口については、危令第23条を適用し、不燃材料又は網入りガラスでできた非防火設備を設置することができる。（特例理由不要。特例適用願不要。）
⑶及び⑷　（略）	⑶及び⑷　（略）
９及び10　（略）	９及び10　（略）
11　（略）	11　（略）
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　危告示第４条の２の２に規定する「容易に転倒しない構造」とは、次のいずれかの要件を満たすもの又はこれと同等以上の安全性を有するものとする。 　なお、下記イ及びウの要件にあっては、使用時以外は転倒防止措置を随時行うよう指導すること。◈（R.7.5.27 消防危第116号通知）	⑷　危告示第４条の２の２の４に規定する「容易に転倒しない構造」とは、次のいずれかの要件を満たすもの又はこれと同等以上の安全性を有するものとする。 　なお、下記イ及びウの要件にあっては、使用時以外は転倒防止措置を随時行うよう指導すること。◈（R.7.5.27 消防危第116号通知）
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
12　（略）	12　（略）
13　（略）	13　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
	エ　強制換気設備にはダクト等を接続し、可燃性蒸気を強制的に屋根上に排出できるものであること。
⑶　排出ダクトの下端は、ためますの上部で、かつ、床面から概ね0.1m以上の間隔を保つよう設けること。◆	⑶　可燃性蒸気が空気より重い場合には、室内に設置する排出ダクトの先端をためます等室内の最も低い位置の付近で、ためます

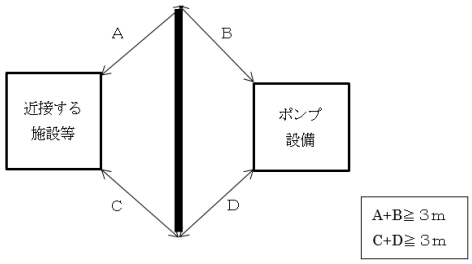
	等の維持管理に支障のないできるだけ低い位置とすること。
⑷～⑻　（略）	⑷～⑻　（略）
14　（略）	14　（略）
危令第10条第１項第13号に規定する「電気設備」については、第１節「製造所」の例によること。	危令第10条第１項第13号に規定する「電気設備」については、第１節「製造所」の例によること。
なお、当該基準の対象ではないが、フォークリフト等施設内で使用する電気器具等については、取扱基準を遵守させること。	なお、当該基準の対象ではないが、フォークリフト等施設内で使用する電気器具等については、取扱基準を遵守させること。★
屋内貯蔵所において電気機械器具等（電気設備に該当しないものに限る。）を使用する場合においては、「屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」（R.6.3.29 消防危第80号通知）によることができる。	屋内貯蔵所において電気機械器具等（電気設備に該当しないものに限る。）を使用する場合においては、「屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」（R.6.3.29 消防危第80号通知）によることができる。★
15～18　（略）	15～18　（略）
19　（略）	19　（略）
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
	⑶　規則第 28 条の 59 の２第２項第８号ロ⑵(ｉ)に規定する遮蔽板の設置に関する特例については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（R.8.3.27 消防危第61号）問４によること。（特例理由不要。特例適用願必要。）
20～22　（略）	20～22　（略）
23　（略）	23　（略）
⑴　以下のコンテナは、構造的安全性等により火災予防上安全であることから、危則第39条の３第１項ただし書きにより当該貯蔵が認められる。ただし、内容物が指定過酸化物以外のものに限る。	⑴　以下のコンテナは、構造的安全性等により火災予防上安全であることから、危則第39条の３第１項ただし書きにより当該貯蔵が認められる。ただし、内容物が指定過酸化物以外のものに限る。★
ア及びイ　（略）	ア及びイ　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　（略）	⑶　（略）
危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危令第24条、第25条及び第26条の規定の例によるほか、次によること。	危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危令第24条、第25条及び第26条の規定の例によるほか、次によること。★

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとすること。 ア及びイ　（略） 24　ドライコンテナによる危険物の貯蔵について （略） 25及び26　（略） 27　貯蔵容器 ⑴及び⑵　（略） 28　不必要な物件について（危令第24条第４号） ⑴～⑶　（略） 29　災害が著しく増大するおそれのある危険物について（危令第26条第１項第３号） （略） 第４節　（略） １及び２　（略） ３　（略） ⑴～⑶　（略） ⑷　⑴又は⑶に掲げる場合以外で、敷地内距離を減少させる場合には、防火上有効な塀又は水幕設備等の設置が必要であること。 なお、緑地（都市計画法第11条第１項第２号のものをいう。）、公園、道路（危告示第４条の２の２第３号に規定する道路以外のものをいう。）、公共護岸、物揚場荷さばき地等が事業所に隣接する場合においても、防火上有効な塀、水幕設備等を設置しなければ距離を減少することができないものであること。（S.51.7.8 消防危第22号通知参考） ⑸　危則第19条の２第４号に規定する「告示で定める施設」のうち、危告示第４条の２の２第３号に該当する道路には、当該屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるものについては、該当しないものであること。（S.51.7.8 消防危第22号通知）	この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとすること。 ア及びイ　（略） 24　ドライコンテナによる危険物の貯蔵について★ （略） 25及び26　（略） 27　貯蔵容器★ ⑴及び⑵　（略） 28　不必要な物件について（危令第24条第４号）★ ⑴～⑶　（略） 29　災害が著しく増大するおそれのある危険物について（危令第26条第１項第３号）★ （略） 第４節　（略） １及び２　（略） ３　（略） ⑴～⑶　（略） ⑷　⑴又は⑶に掲げる場合以外で、敷地内距離を減少させる場合には、防火上有効な塀又は水幕設備等の設置が必要であること。 なお、緑地（都市計画法第11条第１項第２号のものをいう。）、公園、道路（危告示第４条の２の４第３号に規定する道路以外のものをいう。）、公共護岸、物揚場荷さばき地等が事業所に隣接する場合においても、防火上有効な塀、水幕設備等を設置しなければ距離を減少することができないものであること。（S.51.7.8 消防危第22号通知参考） ⑸　危則第19条の２第４号に規定する「告示で定める施設」のうち、危告示第４条の２の４第３号に該当する道路には、当該屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるものについては、該当しないものであること。（S.51.7.8 消防危第22号通知）

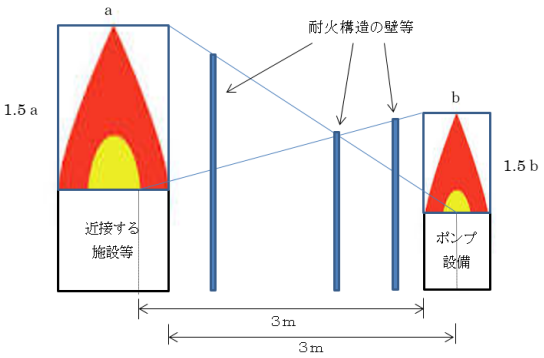
4　（略） ⑴　保有空地については、第１節「製造所」の例によるものであること。 ⑵　（略） ⑶　保有空地対象設備 原則保有空地内にはあらゆる工作物も存してはならないが、以下の設備等は当該保有空地内に存することを妨げない。 ア　当該屋外タンク貯蔵所の付属設備等（配管及びポンプ設備等を含む。ただしポンプは空地の幅の３分の１以上の距離を保つこと。） イ　同一防油堤内にある屋外貯蔵タンクの付属配管（配管上にある小型ストレーナー及び計装機器等、配管の一部とみなせるもの並びに消火配管等を含む。）（離れた位置にある防油堤どうしを連結工で接続したものは同一防油堤とは呼ばない。以下この節において同じ。） ウ　（略） エ　同一防油堤内にある配管の点検架台及び歩廊等 オ　同一防油堤内にある屋外貯蔵タンク及び配管等の工事のための養生等、並びに当該タンクの付属ポンプが含まれている防油堤に隣接するポンプ群の工事のための養生等	4　（略） ⑴　保有空地については、第１節「製造所」の例によるものであること。 なお、保有空地の起算点はタンク側板外側とする。 ⑵　（略） ⑶　保有空地対象設備 原則保有空地内にはあらゆる工作物も存してはならないが、以下の設備等は当該保有空地内に存することを妨げない。ただし、できるだけ保有空地外に設置するよう指導すること。◆ ア　当該屋外タンク貯蔵所の付属設備等（配管及びポンプ設備等施設範囲に含まれるあらゆる設備等を含む。ただしポンプは空地の幅の３分の１以上の距離を保つこと。） イ　同一防油堤内にある屋外貯蔵タンクの付属配管（配管上にある小型ストレーナー及び計装機器等、配管の一部とみなせるもの並びに消火配管等を含む。）（離れた位置にある防油堤どうしを連結工で接続したものは同一防油堤とは呼ばない。以下この節において同じ。） なお、当該付属配管は当該防油堤外にあるものも含む。 ウ　（略） エ　同一防油堤内にある配管の点検架台及び歩廊等（屋外貯蔵タンクの点検架台、歩廊及び階段等は認められない。ただし保有空地をとるべき当該屋外タンク貯蔵所の附属設備であるものは上記アにより認められる。） オ　同一防油堤内にある屋外貯蔵タンク及び配管等の工事のための養生等、並びに当該タンクの付属ポンプが含まれている防油堤に隣接する囲い内にあるポンプ群及び配管等の工事のための養生等（防油堤及び囲い外にあるものは認められない。） なお、自施設の設備及び配管等の工事の

	ための養生等については、防油堤及び囲い内外を問わず認められる。）
カ　同一防油堤内にある屋外タンク貯蔵所の冷却用散水設備、水幕設備及び消火設備、照明設備、特定防災施設等並びに同一防油堤内の施設のための保安設備	カ　同一防油堤内にある屋外タンク貯蔵所のための冷却用散水設備、水幕設備及び消火設備並びに消防車用屋外給水施設の消火栓等消火又は延焼防止のための設備、ガス検知器等火災予防のための設備（いずれも当該保有空地内に設置せざるを得ないものに限る。また、設置にあたり義務、任意を問わない。）
	キ　同一防油堤内に設置されている電気設備の配線
なお、以上アからオに該当するものであっても、できるだけ当該空地を確保するよう指導すること。◆	なお、以上アからキに該当するものであっても、できるだけ当該空地を確保するよう指導すること。◆
５～７　（略）	５～７　（略）
８　（略）	８　（略）
⑴　ボルト等によりタンクを固定する場合は、固定のためのボルト等を直接タンクの側板に接合することなく、タンクに巻いたアングル又は底板の縁を基礎に固定する等の方法とすること（第４－１図参照）。ただし、底板の縁を固定する場合は、適切な補強を行うこと。（S35.7.6 自消乙予発第２号通知参考）◆	⑴　ボルト等によりタンクを固定する場合は、固定のためのボルト等を直接タンクの側板に接合することなく、タンクに巻いたアングル又は底板の縁を基礎に固定する等の方法とすること（第４－１図参照）。ただし、底板の縁を固定する場合は、適切な補強を行うこと。（S35.7.6 自消乙予発第２号通知参考）◆
なお、固定のためのボルト等は、地震動による慣性力及び風荷重に耐えるものであること。また、当該強度の確認については、耐震、耐風圧に関する強度計算書（資料編「屋外貯蔵タンクの耐震耐風圧構造計算例」参照）によること。	なお、固定のためのボルト等は、地震動による慣性力及び風荷重に耐えるものであること。また、当該強度の確認については、耐震、耐風圧に関する強度計算書（資料編「屋外貯蔵タンクの耐震耐風圧構造計算例」参照）によること。この中で、設計鉛直震度については行政指導とする。◆
図　（略）	図　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
９～16　（略）	９～16　（略）
17　（略）	17　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
ア　（略）	ア　（略）

		イ　同号イただし書きの「防火上有効な隔壁を設ける場合」とは、耐火性能を有するコンクリート等の壁体により、ポンプ設備からの火災又は近接した施設からの火災、いずれにおいてもお互いに延焼を防止するもので、設置範囲については以下のとおりとする。 (ｱ)　水平方向については、３ｍの離隔距離を確保できない範囲（第４－２図参照） (ｲ)　高さ方向については、施設内の各危険物設備が燃焼したことを想定し、当該火炎最上部と他施設の最上部等を結ぶ線（３ｍの離隔距離が確保できない範囲で、最も当該壁等が高くなるように設定）を最低高さとする（第４－３図参照）。なお、当該火炎高さは、当該危険物設備が燃焼した場合の燃焼範囲の面積を有する円の直径の1.5倍とする。 火炎高さの計算例 ・３ｍ×４ｍ（水平面）の近接する設備の場合 $\sqrt{\frac{3\times4}{\pi}}\times2\times1.5=5.862\cdots\mathrm{m}$ ・直径２ｍの円状（水平面）の近接する設備の場合 ２×１．５＝３ｍ ※　火災想定場所がある程度限定できる（危険物取扱場所が設備の一部であり、設備自体は不燃材でできている等）のであれば、危険物設備全体を燃焼範囲とする必要はない。 (ｳ)　(ｲ)により検討した結果、高さが２ｍ未満になった場合は、当該壁等の高さは２ｍとする。



第４－２図　防火上有効な隔壁の設置範囲（水平方向）



第４－３図　防火上有効な隔壁の設置範囲（鉛直方向）

イ　（略）

ウ　（略）

エ　（略）

(ｱ)～(ｴ)　（略）

(ｵ)　冷却用散水設備、水幕設備、消火設備、照明設備、特定防災施設等及び同一防油堤内にある施設のための保安設備

(ｶ)　（略）

(ｷ)　当該ポンプが含まれているポンプ群の工事のための養生等、並びに隣接する当該ポンプを付属ポンプとする屋外貯蔵タンクの防油堤内にある屋外貯蔵タンク及び配管等の工事のための養生等

ウ　（略）

エ　（略）

オ　（略）

(ｱ)～(ｴ)　（略）

(ｵ)　当該ポンプが含まれているポンプ群を付属ポンプとする屋外タンク貯蔵所のための冷却用散水設備、水幕設備及び消火設備並びに消防車用屋外給水施設の消火栓等消火又は延焼防止のための設備、ガス検知器等火災予防のための設備（いずれも当該空地内に設置せざるを得ないものに限る。また、設置にあたり義務、任意を問わない。）

(ｶ)　（略）

(ｷ)　当該ポンプが含まれているポンプ群の工事のための養生等、並びに当該ポンプ群を付属ポンプとする屋外貯蔵タンク及び当該タンクの付属配管等の工事のための養生等（当該タンクの防油堤及び当該ポンプ群の囲い内にあるものに限る。）

なお、自施設の設備及び配管等の工事の

	ための養生等については、防油堤及び当該囲い内外を問わず認められる。）
なお、上記(ｱ)から(ｶ)に該当するものであっても、できるだけ当該空地を確保するよう指導すること。◆	なお、上記(ｱ)から(ｷ)に該当するものであっても、できるだけ当該空地を確保するよう指導すること。◆
オ　（略）	カ　（略）
カ　（略）	キ　（略）
(3)～(7)　（略）	(3)～(7)　（略）
(8)　同一防油堤内の屋外貯蔵タンクに付属する２以上のポンプ設備が１箇所に集団をなして設置されている場合においては、当該２以上のポンプ設備の群をもって、１のポンプ設備とし、その属するどのタンクとの距離もタンクの空地幅の３分の１以上とすること。さらに、掲示板は一つの掲示板で足りるものであるが、２以上の品名に係わる場合には、当該２以上の品名を列記すること。（S40.10.26 自消乙予発第20号通知参考）	(8)　同一防油堤内の屋外貯蔵タンクに付属する２以上のポンプ設備が１箇所に集団をなして設置されている場合においては、当該２以上のポンプ設備の群をもって、１のポンプ設備とし、その属するどのタンクとの距離もタンクの空地幅の３分の１以上とすること。さらに、掲示板は一つの掲示板で足りるものであるが、２以上の品名に係わる場合には、当該２以上の品名を列記すること。（S40.10.26 自消乙予発第20号通知参考） なお、当該１のポンプ設備とみなすためには、当該２以上のポンプ設備が１か所に集まって設置されている必要があり、同一防油堤内にある屋外貯蔵タンクの付属ポンプどうしであっても、例えば当該ポンプどうしが当該防油堤の反対側に設置してあり、当該ポンプ設備の周囲に設置される囲いがそれぞれ別のものについては、当該１のポンプ設備とはみなさない。
18及び19　（略）	18及び19　（略）
20　（略）	20　（略）
(1)　配管は、原則として防油堤、仕切堤を貫通しないこと。◆	(1)　配管は、原則として防油堤、仕切堤を貫通しないこと。
(2)及び(3)　（略）	(2)及び(3)　（略）
21　（略）	21　（略）
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
	(4)　配管の屈曲により、当該損傷の防止措置を図ろうとする場合は、上記(3)と同等の緩衝性が確保できることを資料等で示すこと。

22～26　（略）	22～26　（略）
27　（略）	27　（略）
⑴　容量の算定にあたっては、容量が最大であるタンク以外のタンクの防油堤の高さ以下の部分の容量、当該防油堤内にあるすべてのタンクの盛基礎部分の体積、仕切堤の体積及び当該防油堤内に設置する配管の体積は、防油堤の容積に算入しないで算定すること。（危告示第４条の２）	⑴　容量の算定にあたっては、容量が最大であるタンク以外のタンクの防油堤の高さ以下の部分の容量、当該防油堤内にあるすべてのタンクの盛基礎部分の体積、仕切堤の体積及び当該防油堤内に設置する配管の体積は、防油堤の容積に算入しないで算定すること。（危告示第４条の２） 　なお危告示第４条の２に規定する「防油堤等の内容積」とは、防油堤と地盤面等により囲われた部分の容積から、当該囲われた部分内にある配管の支持物、点検架台、階段等、危告示第４条の２の規定により防油堤等の内容積から差し引く対象以外のすべてのものの容積を差し引いた容積とする。
図　（略） 第４－２図	図　（略） 第４－４図
⑵～⑼　（略）	⑵～⑼　（略）
⑽　危則第22条第２項第11号の「屋外貯蔵タンクのための配管」とは、屋外タンク貯蔵所の危険物配管及び消火配管のみならず、付属設備の配管等、当該防油堤内に設置が必要であると認められたあらゆる配管が該当する。 　なお、当該「防油堤内」とは、防油堤内側において、防油堤上端より下部のみの範囲を意味するものではなく、防油堤上端より上部も含めた範囲を意味する。	⑽　危則第22条第２項第11号の「屋外貯蔵タンクのための配管」とは、屋外タンク貯蔵所の危険物配管及び消火配管のみならず、付属設備の配管等、当該防油堤内に設置が必要であると認められたあらゆる配管が該当する。 　なお、当該「防油堤内」とは、平面的に防油堤の内側において、防油堤上端より下部のみの範囲を意味するものではなく、防油堤上端より上部も含めた範囲を意味する。
⑾～⑭　（略）	⑾～⑭　（略）
⑮　防油堤内に非危険物タンク等、当該防油堤に設置された屋外タンク貯蔵所に不必要と認められる工作物等は、危令第24条第４号に規定する「不必要な物件」に該当するため、設置することは出来ない。 　当該必要性の有無については、当該防油堤内のタンクに必要不可欠なもので、かつ	⑮　防油堤内に非危険物タンク等、当該防油堤に設置された屋外タンク貯蔵所に不必要と認められる工作物等は、危令第24条第４号に規定する「不必要な物件」に該当するため、設置することは出来ない。 　当該必要性の有無については、当該防油堤内のタンクに必要不可欠なもので、かつ

当該防油堤内に設置しなければならないものであるかどうかにより判断する。 なお、廃止された屋外タンク貯蔵所の基礎は、基本的に不必要なものであるが、保有空地上でなければ防油堤内に段差があっても違法性があるとはいえないため、当該基礎を残しておくことは、差し支えない。	当該防油堤内に設置しなければならないものであるかどうかにより判断する。 なお、廃止された屋外タンク貯蔵所の基礎は、基本的に不必要なものであるが、保有空地上でなければ防油堤内に段差があっても違法性があるとはいえないため、当該基礎を残しておくことは、差し支えない。 ★
28～38　（略）	28～38　（略）
39　不必要な物件について（危令第24条第４号）	39　不必要な物件について（危令第24条第４号）★
⑴～⑵　（略）	⑴～⑵　（略）
第５節　（略）	第５節　（略）
１～12　（略）	１～12　（略）
13　不必要な物件について（危令第24条第４号）	13　不必要な物件について（危令第24条第４号）★
⑴～⑵　（略）	⑴～⑵　（略）
第６節　（略）	第６節　（略）
１～27　（略）	１～27　（略）
28　地下タンク貯蔵所での取扱いについて（略）	28　地下タンク貯蔵所での取扱いについて★（略）
29　（略）	29　（略）
30　不必要な物件について（危令第24条第４号）	30　不必要な物件について（危令第24条第４号）★
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
第７節　（略）	第７節　（略）
１～７　（略）	１～７　（略）
８　不必要な物件について（危令第24条第４号）	８　不必要な物件について（危令第24条第４号）★
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
第８節	第８節
１　（略）	１　（略）
２　（略）	２　（略）
⑴～⒀　（略）	⑴～⒀　（略）
⒁　（略）	⒁　（略）
ア及びイ　（略）	ア及びイ　（略）
ウ　注油速度	ウ　注油速度★
（略）	（略）
⒂～⒄　（略）	⒂～⒄　（略）

３～６　（略） ７　移動タンク貯蔵所における貯蔵及び取扱いについて ⑴～⑶　（略） ８　（略） 第９節　（略） １　貯蔵、取扱いの範囲 第２章第３節「屋内貯蔵所」１の例によること。 ２～５　（略） ６　（略） ⑴　（略） ⑵　「著しく消火困難な製造所等」の区分に該当するもので屋外消火栓設備を設置するものにあっては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えのできる構造のものとすること。（S.54.7.30 消防危第80号通知） ⑶　危令第26条第１項第12号に規定する「囲い全体を覆う」とは、シートの固着装置を地盤面に接して設けなければならないことを意味するものではないが、それに近い位置に設置しなければならないものであること。（S.54.7.30 消防危第80号通知） （第９－２図参照） 図　（略） また、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛る等は、当該シートを囲いに固着させたものとはみなされない。 ７　散水設備等（危則第24条の13第１号）	３～６　（略） ７　移動タンク貯蔵所における貯蔵及び取扱いについて★ ⑴～⑶　（略） ８　（略） 第９節　（略） １　貯蔵、取扱いの範囲★ 第２章第３節「屋内貯蔵所」２の例によること。 ２～５　（略） ６　（略） ⑴　（略） ⑵　「著しく消火困難な製造所等」の区分に該当するもので屋外消火栓設備を設置するものにあっては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えのできる構造のものとすること。◆（S.54.7.30 消防危第80号通知） ⑶　危令第26条第１項第12号に規定する「囲い全体を覆う」とは、シートの固着装置を地盤面に接して設けなければならないことを意味するものではないが、それに近い位置に設置しなければならないものであること。★ （S.54.7.30 消防危第80号通知） （第９－２図参照） 図　（略） また、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛る等は、当該シートを囲いに固着させたものとはみなされない。★ ７　排水溝、貯留設備、分離槽及び油分離装置（第２項第６号、危則第24条の13第２号） ⑴　排水溝の有効断面の大きさは、幅及び深さが0.1m以上を基準とし、滞水しないように貯留設備に向かって勾配をつけること。 ⑵　貯留設備、分離槽及び油分離装置については、第１節「製造所」12によること。 ８　散水設備等（危則第24条の12の３第３

	号、第24条の13第１号） ⑴　危則第24条の12の３第３号に規定する散水設備「冷却するための散水設備」は、蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第一種の消火設備である屋外消火栓設備の例によることが適当と考えられること。 　なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備について、その放射能力範囲が蓄電池設備を包含できる場合には、当該屋外消火栓設備を蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えないが、その際は設備担当と十分協議の上判断すること。（R.8.4.3 消防危第63号通知）
⑴　（略） ⑵　（略） ９　（略） 　次に示す方法により危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、タンクコンテナの構造的安全性等に鑑み火災の予防上安全であると認め、危則第39条の３第１項柱書き後段により当該貯蔵が認められるものであること。 ⑴　（略） ⑵　貯蔵及び取扱いの基準 （略） ⑶　屋外貯蔵所において危険物を収納して貯蔵することができるタンクコンテナは、危令第15条第２項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク及び「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」（H.13.4.19 消防危第50号通知（H.14.3.29 消防危第49号改正））に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナとすること。（当該タンクコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵できる容器であると認める要件） 10　（略）	⑵　（略） ⑶　（略） ９　（略） 次に示す方法により危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、タンクコンテナの構造的安全性等に鑑み火災の予防上安全であると認め、危則第39条の３第１項柱書き後段により当該貯蔵が認められるものであること。★ ⑴　（略） ⑵　貯蔵及び取扱いの基準★ （略） ⑶　屋外貯蔵所において危険物を収納して貯蔵することができるタンクコンテナは、危令第15条第２項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク及び「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」（H.13.4.19 消防危第50号通知（H.14.3.29 消防危第49号改正））に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナとすること。（当該タンクコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵できる容器であると認める要件）★ 10　（略）

11　キュービクル式蓄電池設備の貯蔵について 　キュービクル式蓄電池設備の貯蔵については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（R.7.7.30 消防危第181号通知）問１を適用できる。（特例理由不要。特例適用願必要。）	
12　ＰＣＢ絶縁油の貯蔵 　ＰＣＢ絶縁油の貯蔵については、第３節「屋内貯蔵所」25によること。	11　ＰＣＢ絶縁油の貯蔵 　ＰＣＢ絶縁油の貯蔵については、第３節「屋内貯蔵所」26によること。
13　貯蔵容器 　貯蔵容器については、第３節「屋内貯蔵所」26によること。	12　貯蔵容器★ 　貯蔵容器については、第３節「屋内貯蔵所」27によること。
14　不必要な物件について（危令第24条第４号） 　不必要な物件については、第３節「屋内貯蔵所」27によること。	13　不必要な物件について（危令第24条第４号）★ 　不必要な物件については、第３節「屋内貯蔵所」28によること。
第10節　（略）	第10節　（略）
１～３　（略）	１～３　（略）
４　（略）	４　（略）
⑴～⑹　（略）	⑴～⑹　（略）
⑺　（略）	⑺　（略）
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
オ　（略）	オ　（略）
(ｱ)～(ｳ)　（略）	(ｱ)～(ｳ)　（略）
(ｴ)　給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することは認められる。この場合、既設専用タンクの注入管内のみに難燃性チューブ(接地導線入り)を移送配管として用いることは認めて差し支えない。（H.4.2.6 消防危第13号通知）	(ｴ)　給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することは認められる。（H.4.2.6 消防危第13号通知）
(ｵ)　（略）	(ｵ)　（略）
⑻～⑿　（略）	⑻～⑿　（略）
⒀　（略）	⒀　（略）
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
エ　危令第17条第１項第17号に規定する「窓	エ　危令第17条第１項第17号に規定する「窓

及び出入口」とは、換気設備等を除く、すべての開口部をいう。 　このことから、給油取扱所の建築物には、危則第25条の４第１項第１号、第３号及び第４号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口並びに換気設備等を除き、すべての開口部に対し、防火設備の設置が必要となる。 　ただし、注油設備の上部に屋根を設ける場合は、実質的に自動車等の出入口に該当するかどうかに関わらず、危則第25条の４第３項の規定を適用し出入口に防火設備を設けないことができる。	及び出入口」とは、換気設備等を除く、すべての開口部をいう。 　このことから、給油取扱所の建築物には、危則第25条の４第１項第１号、第３号及び第４号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口並びに換気設備等を除き、すべての開口部に対し、防火設備の設置が必要となる。 　ただし、注油設備の上部に屋根を設ける場合は、実質的に自動車等の出入口に該当しない場合であっても、危令第23条を適用し、防火設備を設置しないことができる。 （特例理由不要。特例適用願不要。）
オ及びカ　（略）	オ及びカ　（略）
カ　（略）	キ　（略）
キ　（略）	ク　（略）
ク　（略）	ケ　（略）
ケ　（略）	コ　（略）
⑭　（略）	⑭　（略）
⑮　（略）	⑮　（略）
ア～カ　（略）	ア～カ　（略）
キ　防火塀等取替えによる経過措置 　平成18年４月１日時点において、すでに許可を受け、設置されている塀又は壁について、平成18年１月25日政令第６号に適合していないものは、従前（当該政令改正以前の技術上の基準）の例で構わないこととなっているが、当該塀又は壁が老朽化等で取替えられた場合、当該取替えられた防火塀は、平成18年４月１日時点において、現に存するものとはならないため、当該改正政令に適合させる必要があること。	キ　防火塀等取替えによる経過措置 　平成18年４月１日時点において、すでに許可を受け、設置されている塀又は壁について、平成18年１月25日政令第６号による改正後の技術上の基準に適合していないものは、従前（当該政令改正以前の技術上の基準）の例によることとなっているが、当該塀又は壁が老朽化等で取替えられた場合、当該取替えられた防火塀は、平成18年４月１日時点において、現に存するものとはならないため、当該改正政令に適合させる必要があること。
⑯　（略）	⑯　（略）
⑰　（略）	⑰　（略）
ア　（略）	ア　（略）
イ　（略）	イ　（略）
(ｱ)　懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向６ｍまで	(ｱ)　懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向６ｍまで

で、基礎又は地盤面からの高さ 60 ㎝までの範囲、及び固定給油設備の周囲 60 ㎝までの範囲（ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）〔参考資料 ４〕（９）と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。）（第１０－１１図参照）	で、基礎又は地盤面からの高さ 60 ㎝までの範囲、及び固定給油設備の周囲 60 ㎝までの範囲（第１０－１１図参照）
(ｲ)　懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向６ｍまでで、地盤面からの高さ60㎝までの範囲、及び固定給油設備の端面から水平方向60㎝までで、地盤面までの範囲（ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）〔参考資料 ４〕（９）と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。）（第１０－１２図参照）	(ｲ)　懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向６ｍまでで、地盤面からの高さ60㎝までの範囲、及び固定給油設備の端面から水平方向60㎝までで、地盤面までの範囲（第１０－１２図参照）
(ｳ)～(ｶ)　（略）	(ｳ)～(ｶ)　（略）
ウ及びエ　（略）	ウ及びエ　（略）
⑱　（略）	⑱　（略）
ア～ケ　（略）	ア～ケ　（略）
コ　（略）	コ　（略）
(ｱ)　危則第25条の５第２項第５号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所とは、４⑰イに掲げる場所以外の場所を指す。	(ｱ)　危則第25条の５第２項第５号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所とは、４⑰アにより危険箇所となる場所及び４⑰イに掲げる場所以外の場所を指す。
(ｲ)及び(ｳ)　（略）	(ｲ)及び(ｳ)　（略）
サ　自動車の点検等により発生した廃油を一時貯蔵する指定数量の５分の１未満の廃油タンクについては、危則第25条の５第２項第２号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」として取り扱う。ただし当該設備は１施設に１設備しか認められない。	サ　自動車の点検等により発生した廃油を一時的に貯蔵する、容量が指定数量の５分の１未満のタンク状のものについては、危則第25条の５第２項第２号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」として取り扱う。 ただし、廃油タンクが地下埋設タンクしか認められてないことに鑑み、当該設備は１施設に１設備のみとするよう指導するこ

	と。◆ なお、当該設備を複数置き、離隔距離が１ｍ未満である場合は数量を合算し、当該容量が指定数量の５分の１以上となる場合は、廃油タンクとして取り扱う。
シ　（略）	シ　（略）
⑲　（略）	⑲　（略）
ア　給油取扱所に設ける附随設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないものであること。（S.62.4.28 消防危第38号通知）ただし、危令第24条第４号の規定により、不必要と認められる物件の設置は認められない。	ア　給油取扱所に設ける附随設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないものであること。（S.62.4.28 消防危第38号通知） ただし、危令第24条第４号の規定により、不必要と認められる物件の設置は認められない。★
イ～サ　（略）	イ～サ　（略）
⑳　貯蔵又は取扱いの基準等に関する事項	⑳　貯蔵又は取扱いの基準等に関する事項★
ア～ク　（略）	ア～ク　（略）
５　（略）	５　（略）
６　（略） 屋上に航空機給油取扱所を設置する場合は、「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」（H.27.12.8 消防危第268号通知）によること。◆	６　（略） 屋上に航空機給油取扱所を設置する場合は、「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」（H.27.12.8 消防危第268号通知）によること。◆ その他、航空機給油取扱所の規制については、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う航空機給油取扱所の運用について」（R.8.4.3 消防危第65号通知）によること。
７　（略）	７　（略）
⑴　危則第26条の２第３項第３号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、「当該給油取扱所に油流出防止に必要な土嚢又は油吸着剤等を有効に保有している場合が該当し、当該油吸着剤は、危則第26条の２第３項第６号に規定する危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備としての油吸着剤と兼用しても差し支えない	

ものであること。（H.1.5.10 消防危第44号通知） ⑵　危則第26条の２第３項第６号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は第１０－２表のとおり、タンクの容量の区分に応じたもの、又はタンクの区分に応じた量の油を吸着できるものであること。（H.1.3.3 消防危第15号通知、H.20.5.22 消防危第264号通知） なお、油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達舶査第52号（昭和59年２月１日）に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。 また、専用タンクが複数ある場合、保有する油吸着剤の量等は、最大タンクの容量に応じた量とする。（H.1.12.21 消防危第114号通知参考） （表略） ⑶　屋外貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンクを設ける場合は、それぞれ、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。（H.1.3.3 消防危第15号通知参考） ⑷　（略） ８～13　（略） 14　（略） ⑴　（略） ⑵　（略） ア～ク　（略）	⑴　危則第26条の２第３項第３号の２に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は第１０－２表のとおり、タンクの容量の区分に応じたもの、又はタンクの区分に応じた量の油を吸着できるものであること。（H.1.3.3 消防危第15号通知、H.20.5.22 消防危第264号通知） なお、油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達舶査第52号（昭和59年２月１日）に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。 また、専用タンクが複数ある場合、保有する油吸着剤の量等は、最大タンクの容量に応じた量とする。（H.1.12.21 消防危第114号通知参考） （表略） ⑵　指定数量以上の屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクを設ける場合は、それぞれ、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。（H.1.3.3 消防危第15号通知参考） ⑶　（略） ８～13　（略） 14　（略） ⑴　（略） ⑵　（略） ア～ク　（略） ケ　危則第28条の２の５第８号に規定する「条件付自動制御装置」の使用に係る運用については、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置

	の使用に係る運用について」（R.8.2.27 消防危第37号通知）によること。
⑶～⑹　（略）	⑶～⑹　（略）
15　（略）	15　（略）
16　不必要な物件について	16　不必要な物件について★
第11節　（略）	第11節　（略）
１～３　（略）	１～３　（略）
４　販売取扱所での危険物取扱いについて（略）	４　販売取扱所での危険物取扱いについて★（略）
５　不必要な物件について（危令第24条第４号） （略）	５　不必要な物件について（危令第24条第４号）★ （略）
第12節　（略）	第12節　（略）
第13節　（略）	第13節　（略）
１　（略）	１　（略）
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
⑻　危則第33条第１項第３号に規定する液表面積は、横置円筒型のタンクの様に、液面高さにより当該表面積が変更するものにあっては、最大となる表面積を当該液表面積とすること。	⑻　危則第33条第１項第３号に規定する液表面積は、横置円筒型のタンクの様に、液面高さにより当該表面積が変更するものにあっては、最大となる表面積を当該液表面積とすること。 　また、高さは、縦置円筒型のコーンルーフタンクの場合、防油堤内地盤面から側板の最高高さまでの高さをいい、屋根板の高さは含まない。
⑼　（略）	⑼　（略）
２～11　（略）	２～11　（略）
12　（略）	12　（略）
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
⑶　（略）	⑶　（略）
ア　（略）	ア　（略）
イ　（略）	イ　（略）
㈠　（略）	㈠　（略）
㈠　煙の充満するおそれのある場所に該当する著しく消火困難な製造所等において、当該場所が耐火構造の壁で区画される等他に延焼の危険性が少なく、内部に収容されている危険物以外の可燃物（内装も含む。）も電気配線の被覆材等必要最小限の	㈠　煙の充満するおそれのある場所に該当する著しく消火困難な製造所等において、当該場所が耐火構造の壁で区画される等他に延焼の危険性が少なく、内部に収容されている危険物以外の可燃物（内装も含む。）も電気配線の被覆材等必要最小限の

ものに限られる場合は、当該危険物に適応した全域放出方式の第三種の消火設備及び収容物に適用した第五種の消火設備を設置するという条件で、危令第23条を適用し、建築物その他の工作物に適応する固定式の消火設備を免除することができる。 （H.10.10.13 消防危第90号通知参考） （特例理由不要。特例適用願必要。）	ものに限られる場合は、当該危険物に適応した全域放出方式の第三種の消火設備及び収容物に適用した第五種の消火設備を設置するという条件で、危令第23条を適用し、建築物その他の工作物に適応する固定式の消火設備を免除することができる。 （H.10.10.13 消防危第90号通知参考） （特例理由不要。特例適用願必要。） （例：第３種の不活性ガス消火設備を設置しても、建築物その他の工作物を包含したことにならないが、可燃物が少なく延焼危険が少ないため、第五種の消火設備を設置することで、当該建築物その他の工作物に適応した第１種から第３種の消火設備の設置を当該免除する。）
⑷及び⑸　（略）	⑷及び⑸　（略）
13　（略）	13　（略）
⑴　工作物（危則第30条、危則第33条から第36条） 危則第33条から第35条に規定されている工作物とは、原則、危険物設備（配管等を除く。）、非危険物設備（配管等を除く。）、電気設備（ガス検知器等小型で単独設置されたもの及び配管に設置された計装機器等を除く。）及びそれらを支持する架構（幅１ｍ程度の点検歩廊及びそれらに付属する梯子等を除く。）等をいうものである。囲い、防油堤（20号防油堤を含む。以下同じ。）、屋外の地盤面及び避雷設備は消火対象物ではないが、防油堤内部に漏洩し、滞留した危険物は消火対象物である。ただし、当該防油堤の周囲に近接して消火設備を設置した結果、防油堤の中心付近が包含範囲に入らなかったとしても、当該防油堤に滞留した危険物に対し消火設備が設置されたものとみなす。 また、ポンプ設備、注入口及び払出口（ローディングアームを含む。）についても消火対象物とする。この際、著しく消火	⑴　工作物（危則第30条、危則第33条から第36条） 危則第33条から第35条に規定されている工作物とは、原則、危険物設備（配管等を除く。）、非危険物設備（配管等を除く。）、電気設備（ガス検知器等小型で単独設置されたもの及び配管に設置された計装機器等を除く。）及びそれらを支持する建築物及び架構（幅１ｍ程度の点検歩廊及びそれらに付属する梯子等を除く。）等をいうものである。囲い、防油堤（20号防油堤を含む。以下同じ。）、屋外の地盤面及び避雷設備は消火対象物ではないが、防油堤内部に漏洩し、滞留した危険物は消火対象物である。ただし、当該防油堤の周囲に近接して消火設備を設置した結果、防油堤の中心付近が包含範囲に入らなかったとしても、当該防油堤に滞留した危険物に対し消火設備が設置されたものとみなす。 また、ポンプ設備、注入口及び払出口（ローディングアームを含む。）についても消火対象物とする。この際、著しく消火

困難な製造所等に該当する屋外タンク貯蔵所には固定式の泡消火設備等の設置義務がかかるが、当該消火対象物に対しては、危令第23条を適用し、移動式の第１種、第２種又は第３種の消火設備（火災のとき煙が充満するおそれのない場所に限る。）の設置を認めることができる。（製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示により、固定式の消火設備を義務付けられるものを除く。）（特例理由不要。特例適用願不要。） 　なお、屋外に設置された不燃性の非危険物（非可燃物）機器等、出火危険及び延焼危険が極めて低いと判断できる場合は、危令第23条を適用し、消火設備を緩和することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）	困難な製造所等に該当する屋外タンク貯蔵所には固定式の泡消火設備等の設置義務がかかるが、当該消火対象物に対しては、危令第23条を適用し、移動式の第１種、第２種又は第３種の消火設備（火災のとき煙が充満するおそれのない場所に限る。）の設置を認めることができる。（製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示により、固定式の消火設備を義務付けられるものを除く。）（特例理由不要。特例適用願不要。） 　なお、屋外に設置された不燃性の非危険物（非可燃物）機器等、出火危険及び延焼危険が極めて低いと判断できる場合は、危令第23条を適用し、消火設備を緩和することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。） 　上記のうち、建築物の消火対象箇所は各階の床面、機器等を支える架台の消火対象箇所は建築物の床面に該当する点検足場等とし、当該建築物又は架台のすべての箇所を消火設備で包含する必要はない。また、貯蔵タンクについては、屋根板は消火対象箇所から除外する。
⑵　（略） ア　（略） イ　当該設備を有する施設は、原則施設全体について、著しく消火困難な製造所等に必要な消火設備が必要になる。	⑵　（略） ア　（略） イ　当該設備を有する施設は、原則施設全体について、著しく消火困難な製造所等に必要な消火設備が必要になる。 　なお、人が手で持って操作する消火設備（消火器を含む。）は、すべて６ｍ以上の高さは届かないものとし、さらに放射能力上届かない高さは、当該消火設備により包含されたことにはならない。
⑶及び⑹　（略） ⑺　（略） ア～ウ　（略） エ　（略） (ｱ)　以下の要件に該当しない電気設備は、	⑶及び⑹　（略） ⑺　（略） ア～ウ　（略） エ　（略） (ｱ)　以下の要件に該当しない電気設備は、

危則第36条の規定により設置する消火設備を第三種の消火設備又は第四種の消火設備とすることで、危則第33条の規定により設置する消火設備を免除することができる。	危則第36条の規定により設置する消火設備を第四種の消火設備とすることで、危則第33条の規定により設置する消火設備を免除することができる。
a～d　（略）	a～d　（略）
(ｲ)　上記(ｱ) a～dに該当せず、さらに以下の要件に該当しない電気設備は、危則第36条の規定により設置する消火設備によって、危則第33条の規定により設置する消火設備を免除することができる。	(ｲ)　上記(ｱ) a～dに該当せず、さらに以下の要件に該当しない電気設備は、危則第36条の規定により設置する消火設備を第四種又は第五種の消火設備とすることで、危則第33条の規定により設置する消火設備を免除することができる。
a～c　（略）	a～c　（略）
オ　電気設備が設置されている消火困難な製造所等に該当する製造所及び一般取扱所においては、当該電気設備に対応した第四種の消火設備により電気設備を包含する必要があるが、当該電気設備が上記エ(ｱ) a～d及びエ(ｲ) a～cの要件に該当しない場合は、危則第36条の規定により設置する消火設備によって、危則第34条の規定により設置する消火設備を免除することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）	オ　電気設備が設置されている消火困難な製造所等に該当する製造所及び一般取扱所においては、当該電気設備に対応した第四種の消火設備により電気設備を包含する必要があるが、当該電気設備が上記エ(ｱ) a～d及びエ(ｲ) a～cの要件に該当しない場合は、危則第36条の規定により設置する消火設備を第五種の消火設備とすることで、危則第34条の規定により設置する消火設備を免除することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）
(8)～(10)　（略）	(8)～(10)　（略）
(11)　防火対象物及び他施設の危険物施設等、当該危険物施設以外の施設等との消火設備の兼用については、ポンプ、消火薬剤、水源及び消火栓等については認められるが、消火器については兼用は認められない。	(11)　他施設の危険物施設との消火設備の兼用については、ポンプ、消火薬剤、水源及び消火栓等については認められるが、消火器については兼用は認められない。 なお、ポンプ等については、防火対象物との兼用も認められるが、消火薬剤及び水源はそれぞれの必要量の合算量が必要であり、また必要とされる能力も違うことから、設備担当者と十分協議の上、適否を判断すること。
(12)　（略）	(12)　（略）
14　（略）	14　（略）
15　（略）	15　（略）
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
	(5)　非常ベル装置とは、起動装置、音響装置

	及び表示灯等により火災を知らせるための装置で、消令第25条の２第２項第１号、第２号の２、第４号及び第５号並びに第３項の基準に適合したものとする。 ⑹　拡声装置とは、マイク、アンプ及びスピーカーなどを使って人の声や音を電気的に大きくする機器や設備をいい、各階層にあらゆる場所から歩行距離50m以内になるように配置し、かつ、施設内のあらゆる場所において、明瞭に音声が聞こえるように配置すること。 ⑺　警鐘とは、火災を知らせるための鐘をいい、各階層にあらゆる場所から歩行距離50m以内になるように配置し、かつ、施設内のあらゆる場所において、明瞭に音が聞こえるように配置すること。
附則（平成 24 年 7 月 19 日）　（略） 附則（令和４年４月１日）　（略） 附則（令和５年１月１日）　（略） 附則（令和６年４月１日）　（略） 附則（令和８年３月１０日）　（略）	附則（平成 24 年 7 月 19 日）　（略） 附則（令和４年４月１日）　（略） 附則（令和５年１月１日）　（略） 附則（令和６年４月１日）　（略） 附則（令和８年３月１０日）　（略） 附則（令和８年１０月２２日） １　この基準は、令和８年１１月１日より施行する。 ２　この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

別表

新　旧　対　照　表

（姫路市危険物審査基準）

現　　行

資料編　A「製造所等における変更工事の取扱い」　別紙

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1	施設全体	施設範囲		施設範囲（土地）の変更				／	／	※	・施設範囲を変更する場合は、縮小を含め許可を要する。 ・その他設置許可か変更許可かの判断は、「姫路市審査基準」 第１章第１節１(1)及び(2)による。 ・※「撤去」に対する手続きは、廃止届とする。
2	保有空地	保有空地		保有空地の変更		／	△	△	○	△	・「増設」とは、倍数変更等により、保有空地の範囲が増えることをいう。 ・「改造」とは、「増設」以外の保有空地の範囲変更並びに保有空地の地盤面及びその上部の状況の変更をいう。 ・「取替」とは、地盤面の掘り起こし等を行った後、現状復旧することをいう。 ・「補修」とは、地盤面のひび割れを埋め戻す等の補修をいう。 ・「撤去」とは、倍数変更等により、保有空地を０にすることをいう。 ・変更箇所に50㎝以上の高低差が新たに生じる「改造」は許可を要する。それ以外の段差（足場となるようなものに限る。）又はスロープ等を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 なお、当該変更に際しては、第２節4(1)キについて留意すること。 ・他施設の工事等に伴い、保有空地内に足場を設置する「改造」

											は、許可を要する。（どうしても設置せざるを得ないものに限る。）ただし、当該足場を設置する場所が複数の施設の保有空地となっている場合は、代表タンクのみ許可を要し、その他の施設に対する手続きは、変更届とする。 ・自施設の工事に伴い、保有空地内に足場を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。（どうしても設置せざるを得ないものに限る。） ・保有空地の上部（上空を含む。）に物件を設置することは、原則認められないが、他施設の配管等、特例で認められるものを設置する場合には、「改造」に該当し、許可を要する。また、第２章第１節４(1)イに規定する延焼防止及び消防活動上支障のない高さに物件を設置する「改造」に対しても許可を要する。ただし、保安設備等、審査基準により、特例を適用せずに設置できる設備等の設置に対する手続きついては、変更届とする。（法令に規定されている危険物を移送する配管その他これに準ずる工作物を設置する場合は、保有空地の変更については手続き不要。） ・保有空地上に他施設の配管等を設置することを特例で認められている場合で、特例で認められている範囲内で、非危険物配管等、非対象設備等を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・倍数変更等による保有空地の縮小に対する手続きは、変更届とし、それ以外の範囲変更は許可を要する。 ・自施設の工事に伴う「取替」に対する手続きは、変更届とする。それ以外の「取替」は原則許可を要するが、掘り起こした場所が50㎝を超える高低差を生じない等、消防活動上支障を生じない状況であれば、当該手続きを、変更届とする。	
３～13　（略）											
14	タンク等	タンク		タンク本体（52 を除く。）			※	※	※	※	・※タンク本体の補修等については、姫路市危険物審査基準によること。 ・※施設の一部であるタンクを撤去する場合は変更届、施設の廃止を伴うものは廃止届とする。 ・告示第４条の21の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所が、告示第４条の21の４及び告示第４条の22第１号の規定に対する改造工事等を、行った場合の審査は、KHKの委託により行う。なお、	

											当該変更工事とは、同一物の取替え等をいうものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうかの審査の必要があるものをいう。
15～22　（略）											
23	タンク等	設備等		地下タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備		△	△	△	△	△	・地下タンクの上部スラブに、鉄筋を切断するような破損を伴う変更工事は、許可を要する。 ・認定品どうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・受信機の「移設」に対する手続きついては、変更届とする。 ・検知不良による「補修」及び「取替」等に対する手続きついては変更届とするが、変更後、検査結果を確認すること。 ・「撤去」に対する手続きは変更届とするが、腐食のおそれが高いタンク等に対する措置を確認すること。
24～27　（略）											
28	タンク等	設備等		内面コーティング（法的義務のある地下貯蔵タンクに対する漏れ防止措置に限る。）		／		△	△	△	・一部を切り欠き、復旧する変更工事は「取替」とする。 ・「補修」及び「取替」後、施工状況を資料により確認すること。 ・「撤去」の場合、漏れ防止措置を確認すること。
29～32　（略）											
33	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管・移動タンク貯蔵所（給油タンク車を除く。）・移送取扱所を除く。）（43 は含まない。）	△（施設境界変更に限る。）		△	○	○	△	・材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に限り、変更届とする。 ・配管の耐震措置については、101 による。 ・金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届とする。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 ・機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフランジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・口径又は経路が変更となる「改造」に対する手続きは許可を要するが、機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長（「改造」）又

											は縮小（「改造」又は「撤去」）に対する手続きは、変更届とする。 ・フランジの種類（溶接式、遊合型等）、形状等の変更については手続きを要さない。 ・フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 ・許可施設間を送液する配管の施設境界を変更する場合は、一方の施設が「増設」、もう一方の施設が「撤去」となるが、「増設」に関し、変更前後で基準が変更しないもの、又は変更前より基準が緩和されるものについては、手続きを変更届とする。（以下34、36、39、40、42について同じ。） ・許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34～38　（略）											
39	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所を除く。）（43 に設置された弁は除く。）	△		△	○	○	△	・材質のみが変更となる「改造」は、金属から金属への変更で、あれば、屋外の20号タンクの元弁等、材質が限定されている弁を除き、手続きは変更届とする。 ・形状変更のみの「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 ・施設境界変更に伴う増設は33による。
40	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（屋外タンク貯蔵所に限る。）（43 に設置された弁及び105は除く。）	△		△	○	○	△	・材質変更による「改造」は、許可を要する。 ・形状変更のみの「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 ・施設境界変更に伴う増設は33による。
41	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移動タンク貯蔵所に限る。）（43 に設置され	△	△	△	○	○	△	・「撤去」した箇所に短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。

				た弁及び116は除く。）							
42	(略)										
43	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（当該ノズルのバルブより先端部（サンプリング時等以外通常危険物が流れていない部分で自重による圧力しかかからないもの。）に限る。）（当該バルブは含まない。）	△	△	△	○	○	△	・バルブより先端部に設ける別のバルブについても、同様の手続きとする。
44～62	（略）										
63	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計・温度計・液面計等計装設備			△	○	○	△	・検知方法及び表示方法等、機能上特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても基準に適合することを確認すること。
64	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	安全弁・破裂板等安全装置（移動タンク貯蔵所を除く。）			△	○	○	△	・作動圧力、方式等、機能上特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても基準に適合することを確認すること。 ・移動タンク貯蔵所の安全装置については、120による。
65～81	（略）										

82	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・予備動力源			△	△	○	△	・ポンプの流量又は圧力が減少するような「改造」は、許可を要する。 ・予備動力源の種類変更及び電源容量の減少を伴う「改造」は、「許可」を要する。 ・ポンプ又は予備動力源を「取替」等した場合は、機能確認を行うこと。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」により送液ルートが許可内容と変更となる場合は、許可を要する。 ・締切圧力が増加する場合は、配管の耐圧検査を指示すること。
83～100　(略)											
101	屋内貯蔵所 屋外貯蔵所			危険物容器収納架台等（危険物容器の下部高さが 80 ㎝を超えるものに限る。）（危令第 10 条第１項第 11 号の２の基準が適用される架台等）	△	△	△	○	○	△	・当該区分には、例え 80 ㎝を超える位置に収納スペースがあったとしても、危険物の貯蔵容器の下部高さが 80 ㎝を超える位置には貯蔵しないという運用をしている架台は含まれない。（当該架台は、102 による。） ・強度計算又は固定方法に変更を生ずる変更については、許可を要する。 ・落下防止措置の「増設」、「移設」、「改造」及び「撤去」については、基準に適合させるものであっても、手続きは変更届とする。
102～107　(略)											
108	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根等のマンホール			△	○	○		・固定方法に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
109 及び 110　(略)											
111	屋外タンク貯蔵所			浮き蓋本体（マンホールは含まない。）（簡易フロートを含む。）			△	△	△		・「補修」とは、肉盛り補修のことを言い、重ね補修、はめ板補修は、それぞれ「改造」、「取替」に該当する。 ・簡易フロートを除く浮き蓋本体を「改造」又は「取替」する 変更は、許可を要する。 ・簡易フロートの技術上の基準に規定されている内容を変更 しない「改造」又は「取替」に対する手続きは、変更届とする。

											・危告示第４条の23の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所が、危告示第４条の23の２、危告示第４条の23の４又は危告示第４条の23の５の規定に対する改造工事等を行った場合の審査は、危険物保安技術協会の委託により行う。当該変更工事とは、同一物の取替え等をいうものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうか審査の必要があるものをいう。 ・固定屋根本体の変更工事については、14による。
112～123　（略）											
124	移動タンク貯蔵所			計量棒及び静電気防止装置			△	○	○	△	・機能上、変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
125～132　（略）											
133	給油取扱所	工作物等		防火塀			△	△	○	△	・「改造」とは、材質変更又は形状変更を伴う変更工事をいう。 なお、鉄からステンレス等、大部分を占める主要材料に変更のない「改造」、多少の厚み及び多少の凹凸に変更の生じる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・部分取替え及びそれに伴うパテ埋め並びに材質変更を伴わない補強等に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」は原則許可を要するが、配管等を貫通させるために穴を開ける「撤去」及び貫通部を耐火パテ等で穴埋めする「補修」に対する手続きは、変更届とする。 ・「取替」等により新たに現行法令が適用され、その手続きが上記により、変更届となった場合は、現行法に適用するために高さを上げる等の措置をする必要のない場合は、変更届により、適合状況を確認する。
134～164　（略）											

改　正　案

資料編　A「製造所等における変更工事の取扱い」　別紙

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1	施設全体	施設範囲		施設範囲（土地）の変更	△		△			※	・基準に変更がない「増設」及び「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・その他設置許可か変更許可かの判断は、「姫路市審査基準」 第１章第１節１(1)及び(2)による。 ・※「撤去」に対する手続きは、廃止届とする。
2	保有空地	保有空地		保有空地の変更			△ ○	△	○	○	・「増設」とは、倍数変更等により、保有空地の範囲が増えることをいう。 ・「改造」とは、「増設」以外の保有空地の範囲変更並びに保有空地の地盤面及びその上部の状況（空地の範囲）の変更をいう。 ・「取替」とは、地盤面の掘り起こし等を行った後、現状復旧することをいう。 ・「補修」とは、地盤面のひび割れを埋め戻す等の補修をいう。 ・「撤去」とは、倍数変更等により、保有空地を０にすることをいう。 ・変更箇所に50㎝以上の高低差が新たに生じる「改造」は許可を要する。それ以外の段差（足場となるようなものに限る。）又はスロープ等を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 なお、当該変更に際しては、第２章第１節4(1)キについて留意すること。 ・他施設の工事等に伴い、保有空地内に足場を設置する「改造」は、許可を要する。（どうしても設置せざるを得ないものに限る。）ただし、当該足場を設置する場所が複数の施設の保有空地となっている場合は、代表タンクのみ許可を要し、その他の施設に対する手続きは、変更届とする。 ・自施設の工事に伴い、保有空地内に足場を設置する「改造」に対

											する手続きは、変更届とする。（どうしても設置せざるを得ないものに限る。） ・保有空地の上部（上空を含む。）に物件を設置することは、原則認められないが、他施設の配管等、特例で認められるものを設置する場合には、「改造」に該当し、許可を要する。また、第２章第１節４(1)イに規定する延焼防止及び消防活動上支障のない高さに物件を設置する「改造」に対する手続きは変更届とする。なお、消火設備等、審査基準により、特例を適用せずに設置できる設備等の設置に対する手続きについても、変更届とする。（法令に規定されている危険物を移送する配管その他これに準ずる工作物を設置する場合は、保有空地の変更については手続き不要。） ・保有空地上に他施設の配管等を設置することを特例で認められている場合で、特例で認められている範囲内で、非危険物配管等、非対象設備等を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・倍数変更による保有空地の縮小（「撤去」を含む。）に対する手続きは、倍数変更届のみとし、それ以外の範囲変更は許可を要する。 ・自施設の工事に伴う「取替」に対する手続きは、変更届とする。それ以外の「取替」は原則許可を要するが、掘り起こした場所が50㎝を超える高低差を生じない等、消防活動上支障を生じない状況であれば、当該手続きを、変更届とする。	
３～13　（略）												
14	タンク等	タンク		タンク本体（52 を除く。）			※	※	※	※	・※タンク本体の補修等については、姫路市危険物審査基準によること。 ・※施設の一部であるタンクを撤去する場合は変更届、施設の廃止を伴うものは廃止届とする。 ・告示第４条の21の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所が、告示第４条の21の４及び告示第４条の22第１号の規定に対する変更工事を、行った場合の審査は、KHKの委託により行う。なお、当該変更工事とは、同一物の取替え等をいうものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうかの審査の必要があるものをいう。 その他KHKの委託が必要な変更については、姫路市危険物審査	

											基準第１章第２節３(1)によること。
15～22　（略）											
23	タンク等	設備等		地下タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備		△	△	△	△	△	・地下タンクの上部スラブに、鉄筋を切断するような破損を伴う変更工事は、許可を要する。 ・認定品どうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・当該設備に該当しない液面計から、いわゆる高精度液面計への変更は「改造」に該当し、当該設備を設置する義務がある施設については許可を要し、任意の場合の手続きについては変更届とする。なお、当該設備の設置義務が発生する期限内の設置は任意設置となるが、将来的に当該高精度液面計を義務設置とする場合には、当該「改造」については、許可を要する。 ・受信機の「移設」に対する手続きついては、変更届とする。 ・検知不良による「補修」及び「取替」等に対する手続きついては変更届とするが、変更後、検査結果を確認すること。 ・「撤去」に対する手続きは変更届とするが、腐食のおそれが高いタンク等に対する措置を確認すること。
24～27　（略）											
28	タンク等	設備等		内面コーティング（法的義務のある地下貯蔵タンクに対する漏れ防止措置に限る。）		／		△	△	△	・一部を切り欠き、復旧する変更工事は「取替」とする。 ・「補修」及び「取替」後、施工状況を資料により確認すること。 ・「撤去」の場合、漏れ防止措置を確認すること。 ・屋外タンク貯蔵所で保安検査等の延長要件となっている場合は、当該措置について事業所に確認すること。
29～32　（略）											
33	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管・移動タンク貯蔵所（給油タンク車を除く。）・移送取扱所を除く。）（43 は含まない。）	△（施設境界変更に		△	○	○	△	・材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に限り、変更届とする。 ・配管の耐震措置については、104 による。 ・金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届とする。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 ・機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフラン

											ジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・口径又は経路が変更となる「改造」に対する手続きは許可を要するが、機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長（「改造」）又は縮小（「改造」又は「撤去」）に対する手続きは、変更届とする。 ・フランジの種類（溶接式、遊合型等）、形状等の変更については手続きを要さない。 ・フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 ・許可施設間を送液する配管の施設境界を変更する場合は、一方の施設が「増設」、もう一方の施設が「撤去」となるが、「増設」に関し、変更前後で基準が変更しないもの、又は変更前より基準が緩和されるものについては、手続きを変更届とする。（以下34、36、39、40、42について同じ。） ・許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34～38　（略）											
39	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所を除く。）（43 に設置された弁は除く。）	△		△ ○	○	○	△	・材質のみが変更となる「改造」は、金属から金属への変更で、あれば、屋外の20号タンクの元弁等、材質が限定されている弁を除き、手続きは変更届とする。 ・形状変更のみの「改造」については手続きを要さない。 ・仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 ・施設境界変更に伴う増設は33による。
40	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（屋外タンク貯蔵所に限る。）（43 に設置された弁及び105は除く。）	△		△ ○	○	○	△	・材質変更による「改造」は、許可を要する。 ・形状変更のみの「改造」については手続きを要さない。 ・仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 ・「増設」は原則許可を要するが、施設境界変更に伴う増設は33による。

41	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移動タンク貯蔵所に限る。）（116 は除く。）	△	△	○	○	○	△	・「撤去」した箇所に短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。
42	(略)										
43	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（当該ノズルのバルブより先端部（サンプリング時等以外通常危険物が流れていない部分で自重による圧力しかかからないもの。）に限る。）（当該バルブは含まない。）（41 は除く。）	△	△	△	○	○	△	・バルブより先端部に設ける別のバルブについても、同様の手続きとする。
44～62	(略)										
63	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計・温度計・液面計等計装設備（23 を除く。）			△	○	○	△	・圧力等を測定する機能に変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。（検知方法の変更があっても変更届） ・「撤去」しても基準に適合することを確認すること。
64	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁	安全弁・破裂板等安全装置（移動タンク貯蔵所を除く。）			△	○	○	△	・危則第 19 条第１項各号の区分に変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 なお、作動圧力等、安全性を十分確認すること。 ・「撤去」しても基準に適合することを確認すること。

			等								・移動タンク貯蔵所の安全装置については、120 による。
65～81　(略)											
82	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・予備動力源			△	△	○	△	・ポンプの流量又は圧力が減少するような「改造」は、許可を要する。 ・予備動力源の種類変更又は電源容量の減少を伴う「改造」は、「許可」を要する。 ・ポンプ又は予備動力源を「取替」等した場合は、機能確認を行うこと。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」により送液ルートが許可内容と変更となる場合は、許可を要する。 ・締切圧力が増加する場合は、配管の耐圧検査を指示すること。
83～100　(略)											
101	屋内貯蔵所 屋外貯蔵所			危険物容器収納架台等（危険物容器の下部高さが 80 ㎝を超えるものに限る。）（危令第 10 条第１項第 11 号の２の基準が適用される架台等）			△	○	○	△	・当該区分には、例え 80 ㎝を超える位置に収納スペースがあったとしても、危険物の貯蔵容器の下部高さが 80 ㎝を超える位置には貯蔵しないという運用をしている架台は含まれない。（当該架台は、102 による。） ・強度計算又は固定方法に変更を生ずる「改造」については、許可を要する。 ・落下防止措置の「増設」、「移設」、「改造」及び「撤去」については「改造」に該当し、基準に適合させるものであっても、手続きは変更届とする。
102 及び 107　(略)											
108	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根等のマンホール			△	○	○	／	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
109 及び 110　(略)											
111	屋外タンク貯蔵所			浮き蓋本体（マンホールは含まない。）（簡易			△	△	△	／	・「補修」とは、肉盛り補修のことを言い、重ね補修、はめ板補修は、それぞれ「改造」、「取替」に該当する。 ・簡易フロートを除く浮き蓋本体を「改造」又は「取替」する 変更

				フロートを含む。）							は、許可を要する。 ・簡易フロートの技術上の基準に規定されている内容を変更 しない「改造」又は「取替」に対する手続きは、変更届とする。 ・危告示第４条の 23 の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所が、危告示第４条の 23 の２、危告示第４条の 23 の４又は危告示第４条の 23 の５の規定に対する変更工事を行った場合の審査は、危険物保安技術協会の委託により行う。当該変更工事とは、同一物の取替え等をいうものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうか審査の必要があるものをいう。 ・固定屋根本体の変更工事については、14 による。
112～123　（略）											
124	移動タンク貯蔵所			計量棒及び静電気防止装置		△	△	○	○	△	・同一タンク室内の「移設」に対する手続きは、変更届とする。 ・機能上、変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
125～132　（略）											
133	給油取扱所	工作物等		防火塀			△	△	○	△	・「改造」とは、材質変更又は形状変更を伴う変更工事をいう。 なお、鉄からステンレス等、大部分を占める主要材料に変更のない「改造」、多少の厚み及び多少の凹凸に変更の生じる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・部分取替え及びそれに伴うパテ埋め並びに材質変更を伴わない補強等に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」は原則許可を要するが、配管等を貫通させるために穴を開ける「撤去」及び貫通部を耐火パテ等で穴埋めする「補修」に対する手続きは、変更届とする。 ・「取替」等により新たに現行法令が適用され、その手続きが上記により、変更届となった場合で、現行法に適用するために高さを上げる等の措置をする必要のない場合は、当該変更届により、適合状況を確認する。
134～164　（略）											

新　旧　対　照　表

（姫路市危険物審査基準）

現　　行	改　正　案
資料編Ｎ　「屋外貯蔵タンクの耐震耐風圧構造計算例」	
１及び２　（略）	１及び２　（略）
３　自重の計算 タンクの自重をW_T、危険物の重量をW_Lとする。 W_T＝（底板）＋（側板）＋（屋根板）＋（付属品） ＝（2.3+11.0+1.5+0.4+1.2）×10^3[kg]×9.8[m・s^{-2}] ≒160.7[kN] W_L＝（460×10^3×0.93）[kg]×9.8[m・s^{-2}] ≒4,192.4[kN]	３　自重の計算 タンクの自重をW_T、危険物の重量をW_Lとする。 W_T＝（底板）＋（側板）＋（屋根板）＋（屋根骨）＋（付属品） ＝（2.3+11.0+1.5+0.4+1.2）×10^3[kg]×9.8[m・s^{-2}] ≒160.7[kN] W_L＝（460×10^3×0.93）[kg]×9.8[m・s^{-2}] ≒4,192.4[kN]
４　転倒の検討 （1）地震時（満液時） 転倒モーメント＝$\left(W_T \times Kh \times \frac{H+H_1}{2}\right)+\left(W_L \times Kh \times \frac{h}{2}\right)$ ＝$\left(160.7 \times 0.3 \times \frac{10.27+0.43}{2}\right)+\left(4{,}192.4 \times 0.3 \times \frac{9.4}{2}\right)$ ≒6169.2[kN・m] 抵抗モーメント＝$\left(W_T \times W_L\right) \times \left(1-K_V\right) \times \frac{D}{2}$ ≒$\left(160.7+41924\right) \times \left(1-0.15\right) \times \frac{7.9}{2}$≒14,615.5（kN・m） 抵抗モーメント＞転倒モーメントとなるので転倒しないものと考えられる。	４　転倒の検討 （1）地震時（満液時） 転倒モーメント＝$\left(W_T \times Kh \times \frac{H+H_1}{2}\right)+\left(W_L \times Kh \times \frac{h}{2}\right)$ ＝$\left(160.7 \times 0.3 \times \frac{10.27+0.43}{2}\right)+\left(4{,}192.4 \times 0.3 \times \frac{9.4}{2}\right)$ ≒6169.2[kN・m] 抵抗モーメント＝$\left(W_T+W_L\right) \times \left(1-K_V\right) \times \frac{D}{2}$ ≒$\left(160.7+41924\right) \times \left(1-0.15\right) \times \frac{7.9}{2}$≒14,615.5（kN・m） 抵抗モーメント＞転倒モーメントとなるので転倒しないものと考えられる。
(2)　（略）	(2)　（略）
５　（略）	５　（略）
(1)及び(2)　（略）	(1)及び(2)　（略）
抵抗力＞滑動力となるので、このタンクは強度が予想されるときに空液としてはならない。 この場合、タンクの滑動を停止するために必要な貯蔵危険物の液面高さh'は次のようになる。 $h'=\frac{(\text{滑動力})-(\text{抵抗力})}{(\text{タンク底面積})\times(\text{貯蔵危険物の単位体 積重量})\times\mu}$ $=\frac{111.89-80.4}{\frac{\pi}{4}\times(7.9)^2\times0.93\times0.5}$ ≒1.38（m）	抵抗力＜滑動力となるので、このタンクは強度が予想されるときに空液としてはならない。 この場合、タンクの滑動を停止するために必要な貯蔵危険物の液面高さh'は次のようになる。 $h'=\frac{(\text{滑動力})-(\text{抵抗力})}{(\text{タンク底面積})\times(\text{貯蔵危険物の単位体 積重量})\times\mu}$ $=\frac{111.89-80.4}{\frac{\pi}{4}\times(7.9)^2\times0.93\times0.5}$ ≒0.14（m）